

企業における自律的な安全衛生管理の進め方検討会次第

1. 日時

平成15年5月28日(水) 9:30~12:30

2. 場所

共用第6会議室

3. 議事次第

(1) 開会

(2) 安全衛生部長挨拶

(3) 座長選出

(4) 議事

① 労働安全衛生行政等の説明

② 自由討議

③ 企業ヒアリング

④ その他

(6) 閉会

資料一覧

- 1 「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」検討会開催について
- 2 「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」検討会メンバー
- 3 労働安全衛生法の現状
- 4 労働安全衛生対策の課題について
- 5 労働安全衛生マネジメントシステムに関する国内の状況及び国際動向

(参考資料)

- 1 労働安全衛生マネジメントシステム、リスクアセスメント説明資料
- 2 自主的予防プログラム（VPP）抜粋
- 3 EU労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令
- 4 英国1999年労働安全衛生管理規則
- 5 安全の指標
- 6 労働衛生のしおり
- 7 労働災害防止計画
- 8 リーフレット

「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」検討会開催について

1. 目的

昭和47年に労働安全衛生法が制定され、以来30年同法に基づき労働災害防止対策を展開してきており、その間労働災害は半数以下にまで減少してきているものの、近年その減少率は鈍化している。さらに、社会経済情勢の変化に対応し、労働者の安全と健康を確保するため、今後の安全衛生対策の在り方を検討する必要性が指摘されている。

また、企業の分割・統合が進展し人材の流動性が高まる中で、特定の人材の知識・経験に依存しない組織的、体系的な安全衛生管理体制を確立し、安全衛生対策を推進する必要性が高まるとともに、さらに、安全衛生に関する知識やノウハウを事業場内において継承させる必要性も指摘されている。

このような状況下で、我が国の安全衛生法体系の今後の在り方を考えると、法令で最低基準を定め、それを事業者に遵守させるという現行の手法に加え、安全衛生に関連する様々な要因の変化に柔軟に対処できるリスクアセスメントの手法を核とする事業者の自律的な安全衛生管理体制を確立する仕組みの導入を拡充し、リスクの合理的かつ体系的な低減を図ることにより、安全衛生水準を向上させることが望まれる。

このため、社会経済情勢の変化等に対応した企業における自律的な安全衛生管理の進め方に関する研究を進めることとする。

2. 検討事項

- (1) 社会経済情勢が大きく変化する中での企業における安全衛生管理上の問題点
- (2) 社会経済情勢の変化に応じた企業内における安全衛生管理の在り方
- (3) 自律的な安全衛生管理を促進させるための仕組み
- (4) その他

3. 研究会の進め方

- (1) 座長を置き、座長が研究会の議事進行を行う。
- (2) 研究会の委員は必要に応じ追加できる。また、臨時委員も選任できる。
- (3) 研究会は非公開とする。
- (4) 研究会においては必要に応じヒアリングを実施できる。
- (5) 研究会の事務局は計画課に置く。

「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」検討会メンバー

井上 枝一郎	関東学院大学教授
太田 聰一	名古屋大学助教授
衣川 益弘	鳥取環境大学環境政策学科助教授
小出 勲夫	豊田安全衛生マネジメントシステム株式会社 取締役社長
後藤 純一	神戸大学経済経営研究所教授
小林 康昭	足利工業大学教授
柴田 裕子	UFJ 総合研究所
高 巖	麗澤大学国際経済学部教授
畠中 信夫	白鷗大学法学部教授
平野 敏右	(独) 消防研究所理事長
保原 喜志夫	天使大学教授
宮尾 克	名古屋大学多元数理科学研究科教授
森 晃爾	産業医科大学教授

労働安全衛生法の現状

労働安全衛生法第1条においては、「職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする」とされており、また第3条においては、事業者の責務として、「事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」と規定されており、一般的に事業者は、労働者の安全と健康確保のため、省令で定める措置にとどまることなく、安全水準の一層の向上について義務を課せられているところである。

ただし、労働安全衛生法の第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置では、第20条から第25条の2において、事業者が講ずべき措置について一般的に定めているところであるが、一般的な規定であるこれらの措置は、第27条の規定により、厚生労働省令で定めるとされているところであり、各種具体的に厚生労働省令で講ずべき措置が定められているところである。（ボイラー及び圧力容器安全規則、特定化学物質等障害予防規則等）

労働安全衛生法第20条～第25条の2

「第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」
(一般的規定)

省令委任

労働安全衛生法第27条

第20条から第25条まで及び第25条の2第1項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

労働安全衛生規則

ボイラー則

クレーン則

ゴンドラ則

有機溶剤中毒予防規則

鉛中毒予防規則

四アルキル鉛中毒予防規則

特定化学物質等障害予防規則

高気圧作業安全衛生規則

酸素欠乏症等防止規則

電離放射線障害防止規則

事務所衛生基準規則

粉じん障害防止規則

機械等検定規則

(別添)

(事業者の講ずべき措置等)

第二十条 事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 機械、器具その他の設備(以下「機械等」という。)による危険
- 二 爆発性の物、発火性の物、引火性の物等による危険
- 三 電気、熱その他のエネルギーによる危険

(事業者の講ずべき措置等)

第二十一条 事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(事業者の講ずべき措置等)

第二十二条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液又は残さい物による健康障害

(事業者の講ずべき措置等)

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

(事業者の講ずべき措置等)

第二十四条 事業者は、労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(事業者の講ずべき措置等)

第二十五条 事業者は、労働災害発生の急迫した危険があるときは、直ちに作業を中止し、労働者を作業場から退避させる等必要な措置を講じなければならない。

(事業者の講ずべき措置等)

第二十五条の二 建設業その他政令で定める業種に属する事業の仕事で、政令で定めるものを行う事業者は、爆発、火災等が生じたことに伴い労働者の救護に関する措置がとられる場合における労働災害の発生を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 労働者の救護に関し必要な機械等の備付け及び管理を行うこと。
- 二 労働者の救護に関し必要な事項についての訓練を行うこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、爆発、火災等に備えて、労働者の救護に関し必要な事項を行うこと。

2 前項に規定する事業者は、厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、同項各号の措置のうち技術的事項を管理する者を選任し、その者に当該技術的事項を管理させなければならない。

(労働者の遵守義務)

第二十六条 労働者は、事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

(労働者の遵守事項)

第二十七条 第二十条から第二十五条まで及び第二十五条の二第一項の規定により事業者が講ずべき措置及び前条の規定により労働者が守らなければならない事項は、厚生労働省令で定める。

2 前項の厚生労働省令を定めるに当たっては、公害(環境基本法(平成五年法律第九十一号)第二条第三項に規定する公害をいう。)その他一般公衆の災害で、労働災害と密接に関連するものの防止に関する法令の趣旨に反しないように配慮しなければならない。

労働安全衛生対策の課題について

昭和47年に労働安全衛生法が施行され、死傷災害が大幅な減少するなど、我が国の安全衛生水準の向上に大きく貢献した。しかしながら、近年の社会経済情勢の変化により、事業者、労働者を取り巻く環境も大きく変化しており、労働者の安全と健康を確保するために、今後の安全衛生対策の在り方を検討する必要性が指摘されている。また、最低基準の履行確保から、自律的に対応することを指向するという法規制に対する考え方の変化も見られる。

1. 最低基準による個別規制方式の課題

事業場内に存在するリスクを低減させるという観点から、主体性を持って安全衛生対策を実施することが困難である中小零細の事業場においては、労働安全衛生法は依然として有効であるが、次のような点が指摘される。

(1) 重大な災害や新たな知見に基づき規定の見直しを行っているが、規制の性格上、後追的な側面が強いため、事業場内に存在する全ての危険・有害要因の対策を網羅することはできないのではないかと。

(2) 所定の目的を達成するための措置を講じることを求める規定もあるが、一部の規定には要求される措置として仕様等を具体的に定めたものがあり、事業者が講じる措置の自由度が低いのではないかと。

2. 安全衛生管理体制の課題

厳しい経済情勢の下で企業の事業形態が変化し、組織の再編、分社化、業務の外部委託化等が進展し、安全衛生管理体制が実態にそぐわなくなってきたことから、次の点が指摘される。

(1) 事業形態の変化により、適用事業場の単位が実態に合わないのではないかと。

(2) 就業形態の変化、業務の外部化等により指揮命令系統の異なる労働者の混在に対して有効な安全衛生管理体制が取られていないのではないかと。

3. 今後の事業者責任の在り方に関する検討

(1) 個別規制と事業者責任

労働安全衛生法においては労働者の安全と健康を確保するために、事業者は危険または健康障害を防止するための措置基準等を遵守することが規定されている。措置基準の内容は、法律の委任を受けた省令に個別に規定されており、この最低基準としての措置基準を遵守することにより、労働安全衛生法における事業者責任が果たされることとなる。このような最低基準による個別規制方式では、事業者に安全衛生水準を一層向上させる動機付けとならない。

(2) 事業者責任の方向

産業構造の変化、技術革新の進展等に柔軟に対応するためには、ハザード（危険源）を特定し、事故、災害の発生可能性及び重篤度を組み合わせたリスク（危険）を評価し、その結果に応じて対策を講じるリスクアセスメントを導入し、自律性の高い安全衛生管理の企業内での展開を促進することが必要である。

労働安全衛生マネジメントシステムに関する国内の状況

1. 国の労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

1999年（平成11年）3月 労働安全衛生規則の改正（第24条の2を追加）

（自主的活動の促進のための指針）

第24条の2 厚生労働大臣は、事業場における安全衛生の水準の向上を図ることを目的として事業者が一連の過程を定めて行う自主的活動を促進するため必要な指針を公表することができる。

1999年（平成11年）4月 「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を労働省告示として公表

2. 業界団体等における取り組み

中央労働災害防止協会	労働安全衛生マネジメントシステム評価基準を策定(1996)
建設業労働災害防止協会	建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを策定(1999)
自動車産業経営者連盟	労働安全衛生マネジメントシステム(1997)
日本化学工業協会	労働安全衛生管理指針(1998)
日本鉄鋼連盟	労働安全衛生管理指針(1998)
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを策定(2002)

3. 労働安全衛生マネジメントシステムの導入状況

（平成12年労働安全衛生基本調査）

OSHMSを導入している事業場	10.1%（内97.0%が一定の効果を上げている）
導入の予定があったとした事業場	17.2%
導入段階にあるとみられる事業場	27.3%

国内のマネジメントシステム構築状況

1 中災防及び建災防

(1) 中災防

JISHA パックに基づくシステム構築数又は予定数は未把握。
(モデル事業場 (平成 11～14 年度 14 社 (18 工場))
(認定証授与事業場 9 社 (平成 15 年 5 月))

システム担当者研修終了者 (平成 14 年度まで)	2,280 名
リスクアセスメント実務研修終了者 (〃)	2,209 名
システム監査実務研修終了者 (〃)	965 名
JISHA パック説明会参加者	333 名

(2) 建災防

概ね 400 社程度が構築済み又は構築直前と見なされる。
(評価証交付事業場 1 社 (平成 15 年 5 月))

(平成 15 年 3 月調べ)
構築完了 企業店社数 210 社
構築中 〃 185 社
構築検討中 〃 583 社

2 その他

OHSAS 等によるマネジメントシステム認証事業場は、概ね 170 社。(22 機関の認証の合計)
(平成 15 年 5 月現在で把握できたもの。)
(上記 (1) 及び (2) との重複の可能性はある。)

3 参考

OSHMS 促進協議会アンケート調査 (抽出調査)
(平成 15 年 1 月調べ)

<u>310 事業場中</u>	構築済み	: 44 事業場 (14.2%)
	構築中及び構築予定	: 60 事業場 (19.4%)
	検討中	: 92 事業場 (29.7%)

(比較)

(平成 13 年 9 月調べ)
214 事業場中 構築済み : 20 事業場 (9.3%)
構築中及び構築予定 : 53 事業場 (24.8%)
検討中 : 62 事業場 (29.0%)

4 まとめ

現在のところ、全国で数 100 単位以上の事業場でシステム構築済み、構築中又は構築予定とみなしていると考えられる。
(あくまでも、各事業場としての判断であり、適切に構築、運用されているかどうかは不明)

(平成 15 年 5 月現在)

労働安全衛生マネジメントシステム (OSHMS) に関する国際動向

1. 国際労働機関 (ILO) の動き

- 1999年(平成11年)4月 第15回世界労働安全衛生会議において、ILOのOSHMSに関する取り組み状況を報告
- 2000年(平成12年)2月 OSHMSガイドラインの策定を正式表明
- 2001年(平成13年)4月 政労使三者の専門家会議によりガイドライン(ILO-OSH 2001)を採択
- 2001年(平成13年)6月 ILO理事会においてガイドラインとして承認
- 2001年(平成13年)12月 ガイドラインを出版

2. 国際標準化 (ISO) の動き

- 1995年(平成7年)6月 OSHMSの規格化に向けた検討を開始
- 1996年(平成8年)9月 OSHMSについてのワークショップを開催
- 1997年(平成9年)1月 規格策定に向けた作業を行わないことを決定
- 2000年(平成12年)6月 技術委員会(TC)設置提案(1999年に英国規格協会から提案)を否決し、再度、規格策定に向けた作業を行わないことを決定

3. OSHMS等に関する各国等の動き

EU

- 1989年 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令(いわゆる枠組み指令)の採択(89/391/EEC)

- (注)・事業者に、労働者の安全衛生確保、リスクアセスメントの実施の義務付け
- ・達成の時期は不明だが、EU全てのメンバー国において国内法を整備

イギリス

- 1972年 ローベンス報告
 - ・行政組織の一元化
 - ・安全衛生法の体系化
 - ・自主基準の活用と自主活動の促進(←法規準拋型)
- 1974年 労働安全衛生法(HSW法)の制定
- 1991年 「成功する安全衛生管理の指針」(HS(G)65)の制定(安全衛生庁(HSE))
"Successful health and safety management"

1992年 労働安全衛生マネジメント規則(MHSW規則)の制定

(注)「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令(89/391/EEC)」に基づく対応

1996年 BSI(イギリス規格協会)が労働安全衛生マネジメントシステムに関する規格(BS8800)を公表

1999年 BSIを中心としたグループが任意規格として労働安全衛生マネジメントシステムの認証用規格である OHSAS18001 を公表

ドイツ

1996年 職場の労働者の安全衛生を改善するための労働災害防止対策の実施に関する法律

(注)「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令(89/391/EEC)」に基づく対応

2001年 ILOがガイドラインの独語訳が終了

2002年 労働省がドイツ版の労働安全衛生マネジメントシステムを策定
業種別のガイドラインの策定を計画中

フランス

1991年 法律 No.91-1414 において、管理者に災害防止の一般原理と、リスクアセスメントに基づいた全般的な災害防止の方法を開発、実行することを要求

(注)「労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する理事会指令(89/391/EEC)」に基づく対応

ノルウェー、スウェーデン

1991年 リスクアセスメントを核とする OSHMS の構築を法令により全事業場に義務付け

ポーランド

1995年 労働安全衛生マネジメントシステムの制度化のプロジェクトを発足

1996年 国家規格として労働安全衛生マネジメントシステム規格を制定

1999年 国家労働監督局の労働監督官と認証機関の審査員の合同で審査を行う第三者認証制度を導入

アメリカ

1982年 OSHA(労働安全衛生庁)がVPP[Voluntary Protection Programs(自主的安全衛生管理プログラム)]を制定

(注)VPPは、事業者、労働者及びOSHAが協力関係を樹立し、効果的な安全衛生管理を認識し、促進するために構築された仕組みである。

1996年 AIHA(産業衛生協会)が労働安全衛生マネジメントシステムのガイダンスを公表

2001年 ANSI(規格協会)が国内規格策定のための委員会を立ち上げ

中国

2001年 ILOガイドラインに基づいてガイドラインを策定
OHSAS から ILO 方式に移行、中国版は認証用
中国方式は認証、監査者の教育、認証機関の認定

その他 OSHMS の規格化、ガイドライン化が行われている国
オランダ、デンマーク、スペイン、イタリア、オーストラリア
ニュージーランド、韓国、シンガポール、タイ

参 考 资 料

○労働安全衛生マネジメントシステム

事業者が労働者の協力の下に、「計画－実施－評価－改善」（PDCAサイクル）という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業場の労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とする比較的新しい安全衛生管理の仕組みである。

平成 11 年に厚生労働省指針として「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」が公表されており、2001 年（平成 13 年）には、ILO が国際基準として「労働安全衛生マネジメントシステムに関するガイドライン」を公表している。

○リスクアセスメント

事象の発生する確率（頻度又は時間）とその事象により発生する被害の程度（被害の及ぼす範囲も含む。）を組み合わせて（これらの組合せを「リスク」と呼ぶ。）評価する手法のことであり、その結果はリスクの大きさとして表される。この評価の結果（リスクの大きさ）に応じて、安全対策を講ずる。

労働安全衛生分野においては、ILO によって、作業場の危険有害要因から発生するリスクの評価の過程とされており、①事業場のあらゆる危険有害要因を洗い出し、②それらのリスクの大きさを見積り、③労働者保護の観点から許容できないレベルのものを個別具体的に明らかにするということを体系的、論理的に進める手法である。

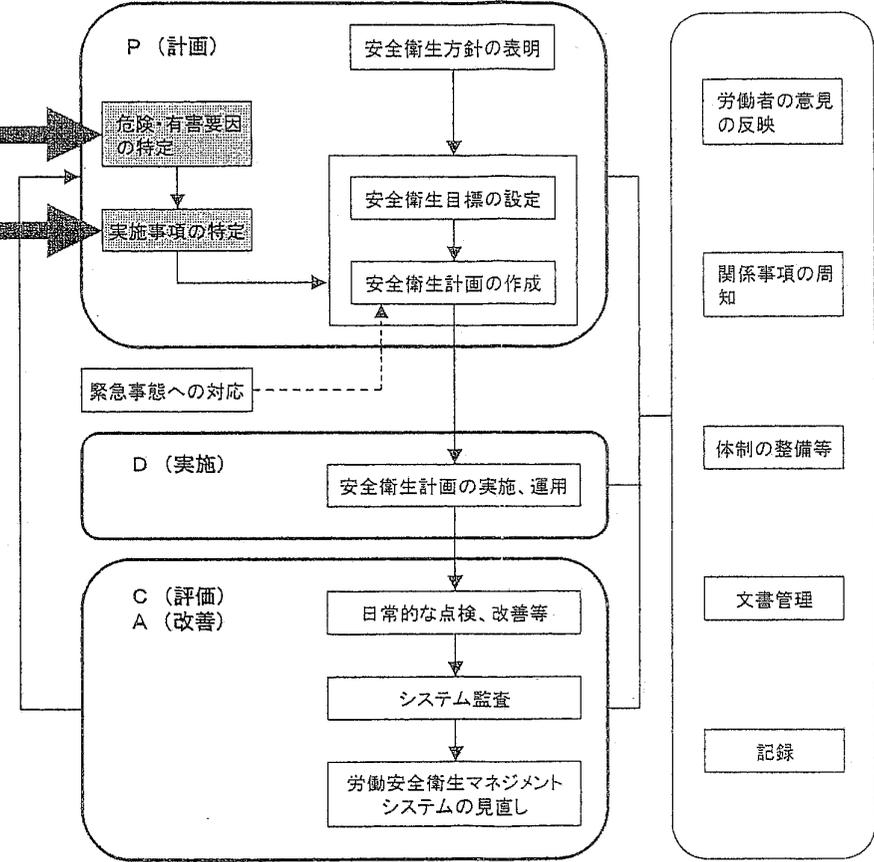
リスクアセスメントの体系

リスクアセスメントとは

利用可能な情報を用いて危険源及び危険状態を特定し、当該危険源及び危険状態のリスクを見積もり、かつ、その評価をすることによって、当該リスクが許容可能か否かを判断すること



安全衛生マネジメントシステムの体系



自主的予防プログラム (VPP)

A. VPP の目的

OSHA は、労働安全衛生法の目的を達成するもっとも優れた方法は、いくつかの施策を併行的に行うアプローチ (multifaceted approach) であると認識してきた。安全衛生基準、OSHA 規則、29 CFR 1960 for Federal agencies、そして一般的な義務条項、これらの法の要求することからは基本的に重要である。しかし、規則を制定しそれを施行することのみでは、事業者と労働者が日々の職場での経験に基づいて、その仕事の工程、原材料及び危険に対する理解を深め、仕事上での安全衛生へのコミットメントを深めることはできない。危険をいち早く察知しこれに対処する能力と相まって、OSHA 自身では行うことのできない方法によって、はじめて事業者と労働者が彼ら自身の安全衛生に対する責任を取ることができるのである。さらに、OSHA が有する現場に基づいた安全衛生に関するこれまでのプログラムの経験は、労働者保護のための包括的かつシステムティックなアプローチが貴重であることを示している。それゆえ、OSHA の政策は、特定の事業場でのニーズに適合したかたちで安全衛生計画を推進することであると言える。

VPP の目的は、事業者が提供し労働者が参加することによって進められるその事業場に適合した安全衛生計画の重要性を強調し、その改善を推奨し、その優秀性を認識することである。このようなプログラムは、職業上の危険を予防しかつ管理するマネジメントシステムによって成り立っている。その事業場ごとに採用されるこのシステムは、OSHA の規則を遵守するというのみにとどまらず、労働者に対する最大の保護を提供することによって、(法により) 要求されたレベルを超えた柔軟で創造的な戦略によってさらに高いレベルのシステムとなるのである。この過程において、これらの事業場は、災害や疾病の発生を業界の平均よりずっと低い水準に保ちつつ、産業界において効果的な安全衛生計画のモデルを有する事業場となるのである。さらに、VPP 事業場において見られるところの労働者災害補償のコストの減少、労働者の離職率の減少、品質の向上、その他の効用によって、生産性、品質、収益性そして安全衛生が、相互に補完し合う目標であるという確信を持つに至るのである。

VPP への参加事業場は OSHA との新しい関係に入ることになる。この刷新的といえる公的機関と民間機関の関係において、協力と相互信頼は、単に VPP の対象事業場だけでなく、その仕事という場の境界を超えた安全衛生の向上にも寄与することになる。VPP への参加事業場は、OSHA に対して安全衛生に関するインプットを提供してくれるのである。それと同時に、VPP への参加によって得られた安全衛生に対する理解と社会的ステータス、そして業界とコミュニティを改善するという彼らのコミットメントによって、広い範囲の安全衛生上の目的を達成することができるのである。VPP への参加事業場は、安全衛生計画に興味を持っている他の事業場に対しての模範的な指導者となり、安全衛生の教育訓練や

outreach セミナーを行い、また先端的な安全衛生の課題についての会議を開催する。VPP への参加事業場はまた、OSHA とともに現場視察に参加する。このユニークなプログラム、OSHA VPP ボランティアは、公共セクター及び民間セクターの安全衛生の専門家に対して、意見の交換を行い、新しい見方を与え、さらに専門のレベルを高める機会を与えるのである。

VPP の対象事業場は、彼らがそのように望まない場合は別として、その参加している期間の間、定期監督のリストからはずされる。このことによって、OSHA は労働安全衛生法の要求事項を満たすことが、より困難であろうと思われる事業場に対してその監督のための資源を集中することができる。しかし、労働者からの安全衛生に関する不満に関する申告、死亡事故及び重大災害、その他重大な事案の際は、OSHA の手続きに従って、事業場を監督することになっている。

このプログラムに参加することは、法または 29 CFR 1960 に基づく連邦機関に対する事業者と労働者の責任と権利が消滅することを意味していない。特に、OSHA は VPP の認定に際して関係者の誰に対してもそのライアビリティ（責任）を増加させるということはない。OSHA が認定した VPP の安全衛生のプログラムに参加している労働者あるいは労働者の代表は、安全で健康な職場を形成して行く上において事業者の刑事的あるいは民事的責任を肩代わりするということはない。また、安全で健康な職場環境を保証することも期待されていない。VPP に含まれているプログラムは、事業者のだれも参加することを強制されていないという意味で、自主的なものである。OSHA の要求基準及び適用される法令を遵守することは、事業者の義務として残るのである。最初の段階として VPP の要求する条件をまず満足し、かつその後もその水準を維持することが、VPP への参加の条件である。

OSHA 長官は、VPP への最初の参加についての承認、スター・プログラムへの昇格、デモンストレーション・プログラムへの参加及び VPP からの脱退に関する決定を行う。参加事業場の地域を管轄する OSHA の地方事務所長（Administrator）は、スターの継続（1 年間の条件付きのスターへの参加を含む）、メリット・プログラムに関する承認を与える。

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する
1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage
improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC)

(仮訳 国際安全衛生センター)

前文

欧州理事会指令(1989年6月12日付)

労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入について
(89/391/EEC)

欧州共同体理事会(訳注:以下「理事会」という。)は、欧州経済共同体を設立する条約(以下、条約という。)、特に、その第118条a項に留意し、労働安全衛生及び健康の保護に関する諮問委員会との協議の結果作成されたEC委員会提案(1)に留意し、欧州議会と協力して(2)、経済社会委員会の見解に留意し(3)、

条約第118条a項において、理事会は労働者の安全衛生のより高い水準の保護を確保するため、特に作業環境の改善を促進する上での最低必要条件を、指令という手段により定めると規定していることに鑑み、

条約加盟各国は、この条約のもとに労働安全衛生に関する条件の改善を行い、これを継続的に行い続けると同時に条件の(各国間の)調和を図るという義務があるが、本指令は加盟各国がすでに達成した労働安全衛生の水準を低下させることを正当化するものではないことに鑑み、

労働者は、就業の間に職場の危険環境要因の悪影響を被る可能性があることに鑑み、

条約第118条a項の定めにより理事会の発する指令は、中小企業の設立及び発展を阻害するような経営上、財務上及び法律上の制約を課してはならないことに鑑み、

労働安全衛生及び健康に関するEC委員会の通知(4)によれば、労働者の安全衛生を確保するための指令を採択することとしていることに鑑み、

労働安全衛生及び健康に関する1987年12月21日決議(5)の中で理事会は、職場における労働安全衛生組織に関する指令を近い将来理事会に提出する旨のEC委員会の意向を確認していることに鑑み、

1988年2月欧州議会は、域内市場及び労働者保護に関する討議の結果4つの決議を採択し、これらの決議は労働安全衛生上のすべてのリスクに関する個別的指令の基礎になる枠組み指令の起案をEC委員会に求めていることに鑑み、

加盟各国は、自国内労働者の安全衛生の改善を促進する責任があり、労働者の安全衛生を保護する措置が結局労働者の家族の健康と安全をも保護する一助にもなることに鑑み、

加盟各国の労働安全衛生を規制する法律体系は大きく相違しているためこれを改善する必要があり、多くの場合、技術的基準及び自主規制基準を定めている各国の規則は、安全衛生保護水準の点で差異が大きく、安全衛生を犠牲にして競争に走りがちな余地を残していることに鑑み、

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989
on the introduction of measures to encourage improvements
in the safety and health of workers at work
(89/391/EEC)

THE COUNCIL OF THE EUROPEAN COMMUNITIES,
Having regard to the Treaty establishing the European Economic Community, and in particular Article 118a thereof,
Having regard to the proposal from the Commission (1), drawn up after consultation with the Advisory Committee on Safety, Hygiene and Health Protection at Work,
In cooperation with the European Parliament (2),
Having regard to the opinion of the Economic and Social Committee (3),

Whereas Article 118a of the Treaty provides that the Council shall adopt, by means of Directives, minimum requirements for encouraging improvements, especially in the working environment, to guarantee a better level of protection of the safety and health of workers;

Whereas this Directive does not justify any reduction in levels of protection already achieved in individual Member States, the Member State being committed, under the Treaty, to encouraging improvements in conditions in this area and to harmonizing conditions while maintaining the improvements made;

Whereas it is known that workers can be exposed to the effects of dangerous environmental factors at the work place during the course of their working life;

Whereas, pursuant to Article 118a of the Treaty, such Directives must avoid imposing administrative, financial and legal constraints which would hold back the creation and development of small and medium-sized undertakings;

Whereas the communication from the Commission on its programme concerning safety, hygiene and health at work (4) provides for the adoption of Directives designed to guarantee the safety and health of workers;

Whereas the Council, in its resolution of 21 December 1987 on safety, hygiene and health at work (5), took note of the Commission's intention to submit to the Council in the near future a Directive on the organization of the safety and health of workers at the work place;

Whereas in February 1988 the European Parliament adopted four resolutions following the debate on the internal market and worker protection; whereas these resolutions specifically invited the Commission to draw up a framework Directive to serve as a basis for more specific Directives covering all the risks connected with safety and health at the work place;

Whereas Member States have a responsibility to encourage improvements in the safety and health of workers on their territory; whereas taking measures to protect the health and safety of workers at work also helps, in certain cases, to preserve the health and possibly the safety of persons residing with them;

Whereas Member States' legislative systems covering safety and health at the work place differ widely and need to be improved; whereas national provisions on the subject, which often include technical specifications and/or self-regulatory standards, may result in different levels of safety and health protection and allow competition at the expense of safety and

労働災害及び職業性疾病の発生が依然として多く、労働者の安全衛生を保護し向上させるため、ただちに予防措置を導入し改善を図らなければならないことに鑑み、

安全衛生の水準を向上していくためには、労働者及び／又はその代表は、彼等の安全衛生に対するリスク及びその減少又は除去に必要な措置を知っておく必要があり、また、彼らは自国の法律及び／又は慣行に基づく調和のとれた参加を通じて必要な保護措置の実施に貢献する立場にあることに鑑み、

事業者と労働者及びその代表との間で、自国の法律及び慣行に基づく正しい手順と手段による労働安全衛生に関する情報交換、対話、平等な参加が行われ、促進されなければならないことに鑑み、

労働者の職場における安全、衛生及び健康の向上は経済的理由のみに従属させられてはならない目標であることに鑑み、

安全衛生の水準を向上するためには、事業者はその行う事業における固有の危険に考慮を払いつつ、職場設計に関する最新の科学技術的知見についてこれを知っておく必要があること、さらに、労働者の代表に対して本指令にいう参加の権利を知らせる義務があることに鑑み、

本指令の規定は、より厳しい現在又は将来のEC規則を侵害することなくすべてのリスク、特に、指令80/1107/EEC(6)及びその最新修正指令88/642EEC(7)で規制する化学、物理、生物の物質等を取り扱う作業で発生するリスクに適用されることに鑑み、

決議74/325/EEC(8)に基づき、労働安全衛生健康諮問委員会に対しこの分野の提案の起草に関しEC委員会は協議を行ったことに鑑み、

本指令が定める個別的指令の細部調整に関しEC委員会に対する援助を行わせるため、加盟各国選任の委員で構成される委員会を設立する必要があることに鑑み、

以下のとおり、本指令を採択した。

health;

Whereas the incidence of accidents at work and occupational diseases is still too high; whereas preventive measures must be introduced or improved without delay in order to safeguard the safety and health of workers and ensure a higher degree of protection;

Whereas, in order to ensure an improved degree of protection, workers and/or their representatives must be informed of the risks to their safety and health and of the measures required to reduce or eliminate these risks; whereas they must also be in a position to contribute, by means of balanced participation in accordance with national laws and/or practices, to seeing that the necessary protective measures are taken;

Whereas information, dialogue and balanced participation on safety and health at work must be developed between employers and workers and/or their representatives by means of appropriate procedures and instruments, in accordance with national laws and/or practices;

Whereas the improvement of workers' safety, hygiene and health at work is an objective which should not be subordinated to purely economic considerations;

Whereas employers shall be obliged to keep themselves informed of the latest advances in technology and scientific findings concerning work-place design, account being taken of the inherent dangers in their undertaking, and to inform accordingly the workers' representatives exercising participation rights under this Directive, so as to be able to guarantee a better level of protection of workers' health and safety;

Whereas the provisions of this Directive apply, without prejudice to more stringent present or future Community provisions, to all risks, and in particular to those arising from the use at work of chemical, physical and biological agents covered by Directive 80/1107/EEC (6), as last amended by Directive 88/642/EEC (7);

Whereas, pursuant to Decision 74/325/EEC (8), the Advisory Committee on Safety, Hygiene and Health Protection at Work is consulted by the Commission on the drafting of proposals in this field;

Whereas a Committee composed of members nominated by the Member States needs to be set up to assist the Commission in making the technical adaptations to the individual Directives provided for in this Directive.

HAS ADOPTED THIS DIRECTIVE:

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する
1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage
improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC)

(仮訳 国際安全衛生センター)

第1章 総則	SECTION I GENERAL PROVISIONS
第1条 目的	Article 1 Object
1. 本指令の目的は、労働者の安全と健康の改善向上を促進するための措置を導入することである。 2. この目的を達成するため本指令は職業上のリスクの防止、安全と健康の保護、リスクと災害要因の除去、各国法律及び／又は慣行に基づく情報提供、協議、平等な参加及び労働者とその代表の教育に関する一般的原則並びにこの原則の実施のための一般的指針を定める。 3. 本指令は、労働者の安全と健康をより一層促進しようとする現在又は将来の各国及び共同体規定を侵害しない。	1. The object of this Directive is to introduce measures to encourage improvements in the safety and health of workers at work. 2. To that end it contains general principles concerning the prevention of occupational risks, the protection of safety and health, the elimination of risk and accident factors, the informing, consultation, balanced participation in accordance with national laws and/or practices and training of workers and their representatives, as well as general guidelines for the implementation of the said principles. 3. This Directive shall be without prejudice to existing or future national and Community provisions which are more favourable to protection of the safety and health of workers at work.
第2条 適用範囲	Article 2 Scope
1. 本指令は、公共及び民間(工業、農業、商業、行政機関、サービス、教育、文化、レジャー等)の全部門に適用される。 2. 軍隊又は警察などの特定の公共業務、もしくは、特定の民間保護業務活動に特有の性質が本指令と抵触することが避けられない場合は、本指令は適用されない。 このような場合においても、本指令の目的に鑑み、労働者の安全衛生は可能な限り確保されなければならない。	1. This Directive shall apply to all sectors of activity, both public and private (industrial, agricultural, commercial, administrative, service, educational, cultural, leisure, etc.). 2. This Directive shall not be applicable where characteristics peculiar to certain specific public service activities, such as the armed forces or the police, or to certain specific activities in the civil protection services inevitably conflict with it. In that event, the safety and health of workers must be ensured as far as possible in the light of the objectives of this Directive.
第3条 定義	Article 3 Definitions
本指令の目的にそって、次の用語及び定義を定める。 a) 労働者: 事業者が雇用するすべての人間で訓練生及び見習いを含む。ただし、家内使用人はこの限りでない。 (b) 事業者: 労働者と雇用関係を結び、企業及び／又は事業所に対し責任を持つ個人又は法人 (c) 労働者の安全及び健康に対して特定の責任を負う労働者代表: 労働者の安全と健康の保護に関し問題が発生した場合に、各国法律及び／又は慣行に従って労働者を代表するよう選挙、選任又は指名された人 (d) 予防: 職業上のリスクを予防し又は減少するため作業のすべての段階で採用され又は計画されるすべての対策又は措置	For the purposes of this Directive, the following terms shall have the following meanings: (a) worker: any person employed by an employer, including trainees and apprentices but excluding domestic servants; (b) employer: any natural or legal person who has an employment relationship with the worker and has responsibility for the undertaking and/or establishment; (c) workers' representative with specific responsibility for the safety and health of workers: any person elected, chosen or designated in accordance with national laws and/or practices to represent workers where problems arise relating to the safety and health protection of workers at work; (d) prevention: all the steps or measures taken or planned at all stages of work in the undertaking to prevent or reduce occupational risks.
第4条	Article 4

1. 加盟各国は、事業者、労働者及び労働者代表に本指令実施に必要な法的規定を遵守させるために必要な対策を講じなければならない。

2. 特に、加盟各国は、適切な管理監督を確実に行わなければならない。

1. Member States shall take the necessary steps to ensure that employers, workers and workers' representatives are subject to the legal provisions necessary for the implementation of this Directive.

2. In particular, Member States shall ensure adequate controls and supervision

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する
1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage
improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC)

(仮訳 国際安全衛生センター)

第2章
事業者の義務

第5条
一般的規定

1. 事業者は、労働に起因するすべての側面で労働者の安全と健康を確保する義務を負う。
2. 第7条第3項に従い事業者がそれを遂行する能力のある外部の機関あるいは人に依頼した場合においても、労働者の安全と健康の分野における事業者の責任は免除されない。
3. 労働安全及び健康の分野における労働者側の義務は、事業者側の責任の原則に何らの影響も及ぼさない。
4. 本指令は、事業者の制御能力をこえる異常かつ予見不可能な状況が生じた場合、あるいは、すべての注意義務を実施しても避けることができなかったような例外的な場合において、加盟各国が事業者責任を全面的に又は部分的に免除することは制限しない。

加盟各国は必ずしもこの選択権を行使する必要はない。

第6条
事業者の一般的義務

1. 事業者は、その責任として職務上のリスクの防止、情報提供、教育及び必要な組織及び手段の提供等、労働者の安全及び健康の保護に必要な措置を講じなければならない。

事業者は、状況の変化に対処し現状を改善する必要があることを銘記していなければならない。

2. 事業者は、次の予防のための一般原則に基づいて第1項前段の措置を実施しなければならない。

(a) リスクを回避すること。

(b) 回避不可能なリスクを評価すること。

(c) リスク発生の原因に対処すること。

(d) 作業を労働者個人に合わせる。特に、単調な作業及び作業速度が一定な作業を削減し、これら作業の健康への影響を少なくするため作業場の設計、作業機器の選定、作業及び製造方法の選定を検討すること。

(e) 技術の進歩に合わせてゆくこと。

(f) 危険な作業を危険でない又は危険の少ない作業に代替すること。

(g) 技術、職場の組織、作業条件、社会の動き及び

SECTION II
EMPLOYERS' OBLIGATIONS

Article 5
General provision

1. The employer shall have a duty to ensure the safety and health of workers in every aspect related to the work.
2. Where, pursuant to Article 7 (3), an employer enlists competent external services or persons, this shall not discharge him from his responsibilities in this area.
3. The workers' obligations in the field of safety and health at work shall not affect the principle of the responsibility of the employer.
4. This Directive shall not restrict the option of Member States to provide for the exclusion or the limitation of employers' responsibility where occurrences are due to unusual and unforeseeable circumstances, beyond the employers' control, or to exceptional events, the consequences of which could not have been avoided despite the exercise of all due care.

Member States need not exercise the option referred to in the first subparagraph.

Article 6
General obligations on employers

1. Within the context of his responsibilities, the employer shall take the measures necessary for the safety and health protection of workers, including prevention of occupational risks and provision of information and training, as well as provision of the necessary organization and means.

The employer shall be alert to the need to adjust these measures to take account of changing circumstances and aim to improve existing situations.

2. The employer shall implement the measures referred to in the first subparagraph of paragraph 1 on the basis of the following general principles of prevention:

(a) avoiding risks;

(b) evaluating the risks which cannot be avoided;

(c) combating the risks at source;

(d) adapting the work to the individual, especially as regards the design of work places, the choice of work equipment and the choice of working and production methods, with a view, in particular, to alleviating monotonous work and work at a predetermined work-rate and to reducing their effect on health.

(e) adapting to technical progress;

(f) replacing the dangerous by the non-dangerous or the less dangerous;

(g) developing a coherent overall prevention policy which

作業環境に影響する要因を首尾一貫して考察した
全般的予防方針を策定すること。

(h)個別防護対策よりも包括的防護対策を優先させ
ること。

(i)労働者に適切な指示を与えること。

3. 本指令の他の規定を侵害することなく、事業者
は企業及び／又は事業所の活動の性質に考慮を
払い、次の措置を講じなければならない。

(a)労働者の安全及び健康に対するリスクの評価、
特に作業機器、使用される化学物質又は製剤及び
作業場設備の選定に当って、これを評価すること。
この評価に引き続き、また、必要に応じて事業者が
取る予防措置並びに作業及び製造方法は、

—安全と健康についての労働者保護の水準を向上
させていなければならない。

—企業及び／又は事業所の上から下まですべての
階層での活動に組み込まれていなければならない。

(b)ある仕事を労働者に委任する場合、その労働者
の健康と安全に関する知識能力を考慮に入れるこ
と。

(c)機器選定、作業条件及び作業環境に関して、新
技術を計画及び導入するに際し、労働者の安全と
健康を確保する為に労働者及びその代表との協議
が必要であること。

(d)適切な教育を受けた労働者だけが重大かつ特定
の危険が存在する区域に立ち入ることができるよ
う、適切な手段を講じること。

4. 本指令の他の規定を侵害することなく、数個の
事業者が同一事業場で共同作業する場合は、各事
業者は労働安全及び健康衛生に関する規則の実
施に協力し、各社作業の性質を考慮の上、リスク防
止に関するそれぞれの対策を調整し、お互いに、ま
た、各社労働者及び／又はその代表にそのリスクを
知らせなければならない。

5. 労働安全衛生及び健康に関する措置は、いか
なる場合も、労働者に金銭上の負担を負わせては
ならない。

第7条 保護及び予防業務

1. 第5及び第6条の規定の効力に影響を与えること
なく、事業者は、企業及び／又は事業所のために、
リスク防止に関する活動を行う1人又はそれ以上の
労働者を指名しなければならない。

2. 前項の指名を受けた労働者は、リスク防止に関
する活動を行っていることを理由にいかなる不利益
も受けてはならない。
また、この指名を受けた労働者は、本指令に基づき
自分に課せられた義務を果たすための十分な時間
を与えられなければならない。

3. 企業及び／又は事業所内に適当な人材がいな
いために予防・防護の措置をとることができない場
合は、事業者はそれを遂行する能力のある外部の
機関又は人間を指名しなければならない。

4. 事業者は、外部の機関又は人間を指名した場
合、労働者の安全と健康に影響する又はその疑い
のある要因を彼らに知らせ、同時に、彼らは第10条
第2項に掲げる情報を知らされなければならない。

5. すべての場合において、

—第1項の指名を受けた労働者は、必要な能力
及び必要な手段を有していなければならない。

covers technology, organization of work, working
conditions, social relationships and the influence of
factors related to the working environment;

(h) giving collective protective measures priority over
individual protective measures

(i) giving appropriate instructions to the workers.

3. Without prejudice to the other provisions of this
Directive, the employer shall, taking into account the
nature of the activities of the enterprise and/or
establishment:

(a) evaluate the risks to the safety and health of
workers, inter alia in the choice of work equipment, the
chemical substances or preparations used, and the
fitting-out of work places.
Subsequent to this evaluation and as necessary, the
preventive measures and the working and production methods
implemented by the employer must:

— assure an improvement in the level of protection
afforded to workers with regard to safety and health,

— be integrated into all the activities of the undertaking
and/or establishment and at all hierarchical levels;

(b) where he entrusts tasks to a worker, take into
consideration the worker's capabilities as regards health
and safety;

(c) ensure that the planning and introduction of new
technologies are the subject of consultation with the
workers and/or their representatives, as regards the
consequences of the choice of equipment, the working
conditions and the working environment for the safety and
health of workers;

(d) take appropriate steps to ensure that only workers who
have received adequate instructions may have access to
areas where there is serious and specific danger.

4. Without prejudice to the other provisions of this
Directive, where several undertakings share a work place,
the employers shall cooperate in implementing the safety,
health and occupational hygiene provisions and, taking
into account the nature of the activities, shall
coordinate their actions in matters of the protection and
prevention of occupational risks, and shall inform one
another and their respective workers and/or workers'
representatives of these risks.

5. Measures related to safety, hygiene and health at work
may in no circumstances involve the workers in financial
cost.

Article 7 Protective and preventive services

1. Without prejudice to the obligations referred to in
Articles 5 and 6, the employer shall designate one or more
workers to carry out activities related to the protection
and prevention of occupational risks for the undertaking
and/or establishment.

2. Designated workers may not be placed at any
disadvantage because of their activities related to the
protection and prevention of occupational risks.
Designated workers shall be allowed adequate time to
enable them to fulfil their obligations arising from this
Directive.

3. If such protective and preventive measures cannot be
organized for lack of competent personnel in the
undertaking and/or establishment, the employer shall
enlist competent external services or persons.

4. Where the employer enlists such services or persons, he
shall inform them of the factors known to affect, or
suspected of affecting, the safety and health of the
workers and they must have access to the information
referred to in Article 10 (2).

5. In all cases:

— the workers designated must have the necessary
capabilities and the necessary means,

一第3項に基づき指名された外部の機関又は人間は、必要な技能と人的及び専門的手段を有していなければならない。

一第1項の指名を受けた労働者及び第3項に基づき指名された外部の機関又は人間の数は十分でなければならない。

そしてその結果、企業及び／又は事業所の規模、労働者がさらされるハザード、及び、その分布状況を考慮しながら予防・防護の措置の確立が図られなければならない。

6. 本条が目的とする健康及び安全上のリスクの防止は、企業及び／又は事業所の内外から指名された上記労働者あるいは機関等の責任とする。

上記労働者及び／又は機関等は、必要な場合はいつでも協力しなければならない。

7. 加盟各国は、企業等の活動の性質及び規模を考慮し、事業者自らが第1項の措置の責任を負うことのできる企業等の種類を定めることができる。

8. 加盟各国は、第5項に挙げた必要な能力及び技能とはどんなものかについて定義しなければならない。また、同項の十分な数とはどの位の数かについて定めなければならない。

第8条

救急措置、消火と避難、重大かつ急迫した危険

1. 事業者は、次の措置を取らなければならない。

一企業及び／又は事業所の活動の性質及び規模に合わせ、また、存在する他の関係者を考慮に入れて、救急措置、消火、及び避難に必要な措置を講じること。

一特に救急措置、緊急医療、救助作業、及び消防に関して外部機関と必要なコンタクトを取ること。

2. 第1項に従い事業者は、特に、救急措置、消防及び労働者避難の実施を担当する労働者を指名しなければならない。企業及び／又は事業所の規模及び／又は危険の特性から考えて、これら労働者の数、教育、機材は十分でなければならない。

3. 事業者はまた、次の措置等を取らなければならない。

(a)できるだけ早く、重大かつ急迫した危険にさらされ、又は、さらされる可能性のあるすべての労働者に対し、発生したリスク及び実施した、又は実施しようとしている対策の内容を知らせること。

(b)重大で急迫し、かつ、回避不可能な危険が発生した場合、労働者が作業を止め、ただちに作業場を離れ、安全な場所に行くことができるよう措置を講じ指示すること。

(c)正当性が立証される例外的な場合を除き、依然として重大かつ急迫した危険が存在する状況の中で作業を再開することを労働者に要求しないこと。

4. 重大で急迫し、かつ、回避不可能な危険が発生した場合に職場及び／又は危険地域を離れた労働者は、各国法律又は慣例に従って、そのために不利な立場に置かれることなく、かつ、不利かつ不当な取扱いを受けないよう保護されなければならない。

- the external services or persons consulted must have the necessary aptitudes and the necessary personal and professional means, and

- the workers designated and the external services or persons consulted must be sufficient in number

to deal with the organization of protective and preventive measures, taking into account the size of the undertaking and/or establishment and/or the hazards to which the workers are exposed and their distribution throughout the entire undertaking and/or establishment.

6. The protection from, and prevention of, the health and safety risks which form the subject of this Article shall be the responsibility of one or more workers, of one service or of separate services whether from inside or outside the undertaking and/or establishment.

The worker(s) and/or agency(ies) must work together whenever necessary.

7. Member States may define, in the light of the nature of the activities and size of the undertakings, the categories of undertakings in which the employer, provided he is competent, may himself take responsibility for the measures referred to in paragraph 1.

8. Member States shall define the necessary capabilities and aptitudes referred to in paragraph 5. They may determine the sufficient number referred to in paragraph 5.

Article 8

First aid, fire-fighting and evacuation of workers, serious and imminent danger

1. The employer shall:

- take the necessary measures for first aid, fire-fighting and evacuation of workers, adapted to the nature of the activities and the size of the undertaking and/or establishment and taking into account other persons present,

- arrange any necessary contacts with external services, particularly as regards first aid, emergency medical care, rescue work and fire-fighting.

2. Pursuant to paragraph 1, the employer shall, inter alia, for first aid, fire-fighting and the evacuation of workers, designate the workers required to implement such measures.

The number of such workers, their training and the equipment available to them shall be adequate, taking account of the size and/or specific hazards of the undertaking and/or establishment.

3. The employer shall:

(a) as soon as possible, inform all workers who are, or may be, exposed to serious and imminent danger of the risk involved and of the steps taken or to be taken as regards protection;

(b) take action and give instructions to enable workers in the event of serious, imminent and unavoidable danger to stop work and/or immediately to leave the work place and proceed to a place of safety;

(c) save in exceptional cases for reasons duly substantiated, refrain from asking workers to resume work in a working situation where there is still a serious and imminent danger.

4. Workers who, in the event of serious, imminent and unavoidable danger, leave their workstation and/or a dangerous area may not be placed at any disadvantage because of their action and must be protected against any harmful and unjustified consequences, in accordance with national laws and/or practices.

5. 労働者が自ら又は他人の安全にとって重大かつ急迫した危険が発生し、直近で責任のある上級者と連絡が取れない場合には、事業者はすべての労働者が危険から逃れるために自分の知識及び使える手段方法から最も適切な対策を取ることができるよう措置しなければならない。

労働者に不注意又は過失がある場合を除き、労働者はその行動のために不利な立場に置かされてはならない。

第9条 事業者の各種義務

1. 事業者は、次の措置を取らなければならない。
 - (a) 特定のリスクにさらされている労働者集団に関するものを含めて、労働安全衛生上のリスクアセスメントを行っていること。
 - (b) 取るべき保護措置及び、必要な場合は、使用すべき保護具を決定すること。
 - (c) 休業4日以上を招いた労働災害について一覧表を作成すること。
 - (d) 所管当局に対し、各国法律及び／又は慣例に従って労働災害に関する報告書を作成すること。
2. 加盟各国は、企業活動の性質及び企業規模から考えて、前項(a)及び(b)に関する文書の作成、並びに(c)及び(d)に関する文書の作成に関し、事業の種類ごとに守らなければならない義務を定めなければならない。

第10条 労働者への情報提供

1. 事業者は、企業及び／又は事業所内の労働者及び／又はその代表が特に企業及び／又は事業所の規模を考慮に入れた各国法律及び／又は慣例に従って、次の事項に関するすべての必要な情報を入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。
 - (a) 企業及び／又は事業所全体及び職場及び／又は各職種に関する安全衛生上のリスク及び予防措置と活動
 - (b) 第8条2項に従って取られた措置
2. 事業者は、自分の企業及び／又は事業所の中で仕事をしている外部の企業及び／又は事業所の労働者の雇い主が、関係の労働者に提供されるべき前項(a)及び(b)に定める事項に関する適切な情報を各国法律及び／又は慣例に従って入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。
3. 事業者は、労働者の安全及び健康の保護に特定の役割を持つ労働者又は特定の責任を負う労働者代表が、各国法律及び／又は慣例に従い、かつ、自分の職責を遂行するため次の情報を入手できるよう、適切な措置を講じなければならない。
 - (a) 第9条第1項a及びbのリスクアセスメント及び保護措置
 - (b) 第9条第1項(c)及び(d)の一覧表及び報告書
 - (c) 保護及び予防措置を取ることによって得られる情報、ならびに、安全及び健康に関する監督を行う機

5. The employer shall ensure that all workers are able, in the event of serious and imminent danger to their own safety and/or that of other persons, and where the immediate superior responsible cannot be contacted, to take the appropriate steps in the light of their knowledge and the technical means at their disposal, to avoid the consequences of such danger.

Their actions shall not place them at any disadvantage, unless they acted carelessly or there was negligence on their part.

Article 9 Various obligations on employers

1. The employer shall:
 - (a) be in possession of an assessment of the risks to safety and health at work, including those facing groups of workers exposed to particular risks;
 - (b) decide on the protective measures to be taken and, if necessary, the protective equipment to be used;
 - (c) keep a list of occupational accidents resulting in a worker being unfit for work for more than three working days;
 - (d) draw up, for the responsible authorities and in accordance with national laws and/or practices, reports on occupational accidents suffered by his workers.
2. Member States shall define, in the light of the nature of the activities and size of the undertakings, the obligations to be met by the different categories of undertakings in respect of the drawing-up of the documents provided for in paragraph 1 (a) and (b) and when preparing the documents provided for in paragraph 1 (c) and (d).

Article 10 Worker information

1. The employer shall take appropriate measures so that workers and/or their representatives in the undertaking and/or establishment receive, in accordance with national laws and/or practices which may take account, *inter alia*, of the size of the undertaking and/or establishment, all the necessary information concerning:
 - (a) the safety and health risks and protective and preventive measures and activities in respect of both the undertaking and/or establishment in general and each type of workstation and/or job;
 - (b) the measures taken pursuant to Article 8 (2).
2. The employer shall take appropriate measures so that employers of workers from any outside undertakings and/or establishments engaged in work in his undertaking and/or establishment receive, in accordance with national laws and/or practices, adequate information concerning the points referred to in paragraph 1 (a) and (b) which is to be provided to the workers in question.
3. The employer shall take appropriate measures so that workers with specific functions in protecting the safety and health of workers, or workers' representatives with specific responsibility for the safety and health of workers shall have access, to carry out their functions and in accordance with national laws and/or practices, to:
 - (a) the risk assessment and protective measures referred to in Article 9 (1) (a) and (b);
 - (b) the list and reports referred to in Article 9 (1) (c) and (d);
 - (c) the information yielded by protective and preventive measures, inspection agencies and bodies responsible for

関から得られる情報

safety and health.

第11条
労働者との協議及び労働者参加

Article 11
Consultation and participation of workers

1. 事業者は、労働者及び／又はその代表と協議を行い、労働安全衛生に関するすべての問題の討議に彼らを参加させなければならない。

1. Employers shall consult workers and/or their representatives and allow them to take part in discussions on all questions relating to safety and health at work.

この前提条件として、次の事項が行われ、また、認められなければならない。

This presupposes:

- 労働者との協議
- 労働者及び／又はその代表が提案する権利
- 各国法律及び／又は慣例に従った調和ある参加

- the consultation of workers,
- the right of workers and/or their representatives to make proposals,
- balanced participation in accordance with national laws and/or practices.

2. 労働者の安全及び健康に特定の責任を負う労働者又はその代表は、次の事項に関し、各国法律及び／又は慣例に従って調和ある参加を保証され、事前かつ適切な時期に事業者から協議を受けなければならない。

2. Workers or workers' representatives with specific responsibility for the safety and health of workers shall take part in a balanced way, in accordance with national laws and/or practices, or shall be consulted in advance and in good time by the employer with regard to:

(a)安全と健康に実質的影響を及ぼすすべての措置

(a) any measure which may substantially affect safety and health;

(b)第7条第1項及び第8条第2項の労働者の指名並びに第7条第1項の活動

(b) the designation of workers referred to in Articles 7 (1) and 8 (2) and the activities referred to in Article 7 (1);

(c)第9条第1項及び第10条の情報

(c) the information referred to in Articles 9 (1) and 10;

(d)第7条第3項の適切な能力を有する外部の機関又は人間の指名

(d) the enlistment, where appropriate, of the competent services or persons outside the undertaking and/or establishment, as referred to in Article 7 (3);

(e)第12条の教育の計画及び実施

(e) the planning and organization of the training referred to in Article 12.

3. 労働者の安全及び健康に特定の責任を負う労働者代表は、危険要因を緩和しその発生源を除去するため事業者に適切な措置を講じるよう要請し、提案する権利を与えられなければならない。

3. Workers' representatives with specific responsibility for the safety and health of workers shall have the right to ask the employer to take appropriate measures and to submit proposals to him to that end to mitigate hazards for workers and/or to remove sources of danger.

4. 本条第2項の労働者並びに本条第2項及び第3項の労働者代表は、第2項及び第3項の活動を理由に不利な立場に置かされてはならない。

4. The workers referred to in paragraph 2 and the workers' representatives referred to in paragraphs 2 and 3 may not be placed at a disadvantage because of their respective activities referred to in paragraphs 2 and 3.

5. 事業者は、労働者の安全及び健康に関する特定の責任を負う労働者代表が本指令に基づく権利及び職責を遂行できるよう、彼等に対する報酬を減じることなしに仕事を離れる十分な時間を与え、必要な手段方法を提供しなければならない。

5. Employers must allow workers' representatives with specific responsibility for the safety and health of workers adequate time off work, without loss of pay, and provide them with the necessary means to enable such representatives to exercise their rights and functions deriving from this Directive.

6. 労働者及び／又はその代表は、事業者が取った措置が労働安全衛生上不十分であると考えられる場合は、各国法律及び／又は慣例に従って労働安全衛生を所管する当局に訴えることができる。

6. Workers and/or their representatives are entitled to appeal, in accordance with national law and/or practice, to the authority responsible for safety and health protection at work if they consider that the measures taken and the means employed by the employer are inadequate for the purposes of ensuring safety and health at work.

労働者代表は、所管当局による監督の際に自らの見解を述べる機会が与えられなければならない。

Workers' representatives must be given the opportunity to submit their observations during inspection visits by the competent authority.

第12条
労働者教育

Article 12
Training of workers

1. 事業者は、次のような機会に際し、労働者各人が特に自分の職場又は職務に固有な情報提供及び指示の形で十分な安全衛生教育を受けられるようにしなければならない。

1. The employer shall ensure that each worker receives adequate safety and health training, in particular in the form of information and instructions specific to his workstation or job:

- 採用時

- on recruitment,

- 転勤又は配置転換の際
 - 新しい作業機械の導入又は機械の変更の際
 - 新技術を導入する際
- 教育については、次のことが確保されなければならない。
- 新しい又は変化したりリスクを考慮に入れて修正されること。
 - 必要な場合は、定期的に繰り返し教育されること。

2. 事業者は、自分の企業及び／又は事業所の中で作業している外部の企業及び／又は事業所の労働者が、健康と安全上のリスクについて適切な指示を実際に受けているかどうか確認しなければならない。

3. 労働者の安全と健康の保護に特定の役割を与えられている労働者代表は、適切な教育を受ける権利がある。

4. 第1項及び第3項の教育は、労働者又はその代表の費用負担によるものであってはならない。第1項の教育は、就業時間中に行われなければならない。第3項の教育は、それが行われる場所が企業の内外にかかわらず、就業時間中に、又は、各国慣例が許容する時間内に行われなければならない。

- in the event of a transfer or a change of job,
 - in the event of the introduction of new work equipment or a change in equipment,
 - in the event of the introduction of any new technology.
- The training shall be:
- adapted to take account of new or changed risks, and
 - repeated periodically if necessary.

2. The employer shall ensure that workers from outside undertakings and/or establishments engaged in work in his undertaking and/or establishment have in fact received appropriate instructions regarding health and safety risks during their activities in his undertaking and/or establishment.

3. Workers' representatives with a specific role in protecting the safety and health of workers shall be entitled to appropriate training.

4. The training referred to in paragraphs 1 and 3 may not be at the workers' expense or at that of the workers' representatives. The training referred to in paragraph 1 must take place during working hours. The training referred to in paragraph 3 must take place during working hours or in accordance with national practice either within or outside the undertaking and/or the establishment.

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する
1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage
improvements in the safety and health of workers at work (89/391/EEC)

(仮訳 国際安全衛生センター)

第3章
労働者の義務
第13条

SECTION III
WORKERS' OBLIGATIONS
Article 13

1. 労働者は、事業者から与えられた教育及び指示に従い、
自分自身の安全と健康及び自身の行動あるいは自身の職
務上の任務により影響を受けるところの第三者の安全と健康
について最大限配慮する責任を有する。

1. It shall be the responsibility of each worker to
take care as far as possible of his own safety and
health and that of other persons affected by his
acts or Commissions at work in accordance with his
training and the instructions given by his employer.

2. この責任の遂行のため、労働者は事業者によって与えら
れた教育及び指示に従って特に次の事項を行わなければな
らない。

2. To this end, workers must in particular, in
accordance with their training and the instructions
given by their employer:

(a) 機械、器具、工具、危険物質、輸送用機器及びその他の
生産手段を正しく使用すること。

(a) make correct use of machinery, apparatus, tools,
dangerous substances, transport equipment and other
means of production:

(b) 支給された保護具を正しく使用し、使用後は、正しい位置
に戻すこと。

(b) make correct use of the personal protective
equipment supplied to them and, after use, return it
to its proper place:

(c) 機械、器具、工具、工場及び建物等に取り付けられた安全
装置を正しく使用するとともに、むやみに取り外し、変更し、
あるいは持ち去ったりしないこと。

(c) refrain from disconnecting, changing or removing
arbitrarily safety devices fitted, e.g. to
machinery, apparatus, tools, plant and buildings,
and use such safety devices correctly:

(d) 安全と健康に重大かつ急迫した危険を招く状況であると考
える合理的根拠のある場合、あるいは、保護対策に欠陥が
ある場合は、事業者及び／又は労働者の安全と健康に特定
責任を負う労働者にただちに知らせること。

(d) immediately inform the employer and/or the
workers with specific responsibility for the safety
and health of workers of any work situation they
have reasonable grounds for considering represents a
serious and immediate danger to safety and health
and of any shortcomings in the protection
arrangements:

(e) 労働者の安全と健康を守るため所管当局によって課せら
れた義務あるいは要件を実施可能ならしめるため、必要に応
じて、各国慣例に従って、事業者及び／又は労働者の安全と
健康に特定の責任を負う労働者と協力すること。

(e) cooperate, in accordance with national practice,
with the employer and/or workers with specific
responsibility for the safety and health of workers,
for as long as may be necessary to enable any tasks
or requirements imposed by the competent authority
to protect the safety and health of workers at work
to be carried out:

(f) 作業環境及び作業条件が安全であり労働者の安全と健康
に少しもリスクを及ぼさないことを事業者が保証できるように
するため、必要に応じて、各国慣例に従って、事業者及び／
又は労働者の安全と健康に特定の責任を負う労働者と協力
すること。

(f) cooperate, in accordance with national practice,
with the employer and/or workers with specific
responsibility for the safety and health of workers,
for as long as may be necessary to enable the
employer to ensure that the working environment and
working conditions are safe and pose no risk to
safety and health within their field of activity.

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する
1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage
improvements in the safety and health of workers at work(89/391/EEC

(仮訳 国際安全衛生センター)

第4章
雑則

SECTION IV
MISCELLANEOUS PROVISIONS

第14条
健康診断

Article 14
Health surveillance

1. 労働者がその仕事から受ける安全衛生上のリスクに正しく一致した健康診断受けられるよう、各国法律及び／又は慣例に基づく措置が導入されなければならない。
2. 前項の措置は、希望する場合、労働者各人が定期的に健康診断を受けられるようなものでなければならない。
3. 健康診断は、各国の健康促進制度の一部として行うことができる。

1. To ensure that workers receive health surveillance appropriate to the health and safety risks they incur at work, measures shall be introduced in accordance with national law and/or practices.
2. The measures referred to in paragraph 1 shall be such that each worker, if he so wishes, may receive health surveillance at regular intervals.
3. Health surveillance may be provided as part of a national health system.

第15条
リスク対象集団

Article 15
Risk groups

特定のリスクのある仕事にたづさわる集団は、その特定の危険から保護されなければならない。

Particularly sensitive risk groups must be protected against the dangers which specifically affect them.

第16条
個別的指令—改正—
本指令の適用範囲

Article 16
Individual Directives - Amendments -
General scope of this Directive

1. 条約第118条a項に基づくEC委員会の提案に従い、理事会は、個々に本指令別添に列挙する分野に関する個別的指令を採択する。
2. 本指令及び個別的指令(細部調整に関する第17条の手続きを侵害しない範囲で)、条約第118条a項に定める手続きに従って改正することができる。
3. 本指令の規定は、個別的指令によるより限定的及び／又は個別的な規定を侵害しない範囲で、個別的指令が適用されるすべての分野に全面的に適用される。

1. The Council, acting on a proposal from the Commission based on Article 118a of the Treaty, shall adopt individual Directives, inter alia, in the areas listed in the Annex.
2. This Directive and, without prejudice to the procedure referred to in Article 17 concerning technical adjustments, the individual Directives may be amended in accordance with the procedure provided for in Article 118a of the Treaty.
3. The provisions of this Directive shall apply in full to all the areas covered by the individual Directives, without prejudice to more stringent and/or specific provisions contained in these individual Directives.

第17条
委員会

Article 17
Committee

1. 次の事項を検討し、第16条第1項所定の個別的指令の純粋な技術的調整を行うための委員会、即ち、
— 専門事項の調和及び標準化を目的とする指令の採択及び／又は
— 技術の進歩、国際規則又は技術基準の変化及び新しい研究報告を検討するための委員会が、加盟各国代表を委員とし、EC委員会代表を議長として構成され、EC委員会を援助しなければならない。

1. For the purely technical adjustments to the individual Directives provided for in Article 16 (1) to take account of:
- the adoption of Directives in the field of technical harmonization and standardization, and/or
- technical progress, changes in international regulations or specifications, and new findings, the Commission shall be assisted by a committee composed of the representatives of the Member States and chaired by the representative of the Commission.

2. EC委員会代表は、取られるべき措置に関する草案をこの委員会に提出する。

2. The representative of the Commission shall submit to the committee a draft of the measures to be taken.

本委員会は、事案の緊急性に従って議長が定める期限内にEC委員会草案に関し見解を述べなければならない。

The committee shall deliver its opinion on the draft within a time limit which the chairman may lay down according to the urgency of the matter.

本委員会の見解は、条約第148条第2項で理事会がEC委員会提案に関し採決する場合について定めた多数決により採決される。

本委員会各委員の投票数の計算は、同条所定の方法により、重み付けを行う。議長は投票しない。

3. 本委員会の見解が草案に賛成の場合は、EC委員会はこの草案を採択しなければならない。

本委員会の見解が草案に不賛成の場合、又は、見解が出されない場合は、EC委員会はただちに理事会に対し取られるべき措置に関する提案を提出しなければならない。理事会は、有効多数による採決を行う。

同提案が理事会に付託されて3か月が経過し、理事会が採決を行わなかった場合は、EC委員会は同提案を採択しなければならない。

第18条 最終規定

1. 加盟各国は、1992年12月31日までに本指令施行に必要な法律、規則及び行政的規定を発効させなければならない。

加盟各国は、発効させた時はその旨、EC委員会に通知しなければならない。

2. 加盟各国は、EC委員会に対し本指令が対象とする分野のすでに採択した又は採択する国法律の原文を送付しなければならない。

3. 加盟各国は、5年に1回、EC委員会に対し事業者及び労働者の意見も含めて本指令の実施状況を報告しなければならない。

EC委員会は、これを欧州議会、理事会、経済社会委員会及び労働安全衛生健康保護諮問委員会に通知しなければならない。

4. EC委員会は、定期的に欧州議会、理事会及び経済社会委員会に対し第1項～第3項を考慮に入れた本指令実施状況報告書を提出しなければならない。

第19条

本指令は、加盟各国あてに発する。
1989年6月12日、ルクセンブルグにおいて採択した。

欧州理事会を代表して
議長
M. CHAVES GONZALES

- (1) OJ No C 141, 30. 5. 1988, p. 1.
- (2) OJ No C 326, 19. 12. 1988, p. 102, and OJ No C 158, 26. 6. 1989.
- (3) OJ No C 175, 4. 7. 1988, p. 22.
- (4) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 3.
- (5) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 1.
- (6) OJ No L 327, 3. 12. 1980, p. 8.
- (7) OJ No L 356, 24. 12. 1988, p. 74.
- (8) OJ No L 185, 9. 7. 1974, p. 15.

The opinion shall be delivered by the majority laid down in Article 148 (2) of the Treaty in the case of decisions which the Council is required to adopt on a proposal from the Commission.

The votes of the representatives of the Member States within the committee shall be weighted in the manner set out in that Article. The chairman shall not vote.

3. The Commission shall adopt the measures envisaged if they are in accordance with the opinion of the committee.

If the measures envisaged are not in accordance with the opinion of the committee, or if no opinion is delivered, the Commission shall, without delay, submit to the Council a proposal relating to the measures to be taken. The Council shall act by a qualified majority.

If, on the expiry of three months from the date of the referral to the Council, the Council has not acted, the proposed measures shall be adopted by the Commission.

Article 18 Final provisions

1. Member States shall bring into force the laws, regulations and administrative provisions necessary to comply with this Directive by 31 December 1992.

They shall forthwith inform the Commission thereof.

2. Member States shall communicate to the Commission the texts of the provisions of national law which they have already adopted or adopt in the field covered by this Directive.

3. Member States shall report to the Commission every five years on the practical implementation of the provisions of this Directive, indicating the points of view of employers and workers.

The Commission shall inform the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Advisory Committee on Safety, Hygiene and Health Protection at Work.

4. The Commission shall submit periodically to the European Parliament, the Council and the Economic and Social Committee a report on the implementation of this Directive, taking into account paragraphs 1 to 3.

Article 19

This Directive is addressed to the Member States.
Done at Luxembourg, 12 June 1989.

For the Council
The President
M. CHAVES GONZALES

- (1) OJ No C 141, 30. 5. 1988, p. 1.
- (2) OJ No C 326, 19. 12. 1988, p. 102, and OJ No C 158, 26. 6. 1989.
- (3) OJ No C 175, 4. 7. 1988, p. 22.
- (4) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 3.
- (5) OJ No C 28, 3. 2. 1988, p. 1.
- (6) OJ No L 327, 3. 12. 1980, p. 8.
- (7) OJ No L 356, 24. 12. 1988, p. 74.
- (8) OJ No L 185, 9. 7. 1974, p. 15.

EU 労働安全衛生の改善を促進するための施策の導入に関する
1989年6月12日理事会指令(89/391/EEC)

COUNCIL DIRECTIVE of 12 June 1989 on the introduction of measures to encourage
improvements in the safety and health of workers at work(89/391/EEC

(仮訳 国際安全衛生センター)

附則

第16条第1項所定の個別的指令の対象分野一覧表

- 作業場
- 作業用機器
- 保護具
- VDT作業
- 腰痛のリスクのある重量物取扱い

- 臨時又は移動作業場
- 漁業及び農業文書終了

ANNEX

List of areas referred to in Article 16 (1)

- Work places
 - Work equipment
 - Personal protective equipment
 - Work with visual display units
 - Handling of heavy loads involving risk of back injury

 - Temporary or mobile work sites
 - Fisheries and agriculture End of the document
-

英国1999年労働安全衛生管理規則
(1999年12月29日施行)
(安全課仮訳)

(規則の名称、施行及び定義)

第1条 この規則は、1999年労働安全衛生管理規則と称し、1999年12月29日から施行する。

2 この規則において、次に掲げる用語の意義はそれぞれ次に定めるところによる。

1996年法 1996年雇用権利法をいう。

アセスメント 第3条の規定に基づき雇用主又は自営者により実施され、又は変更されたアセスメントをいう。

児童 (a) イングランド及びウェールズにおいては1996年教育法第8条に定める義務教育年齢を超えない者をいい、(b) スコットランドにおいては1980年スコットランド教育法第31条に定める学校教育年齢を超えない者をいう。

労働者派遣業 自らが雇用している者(船員を除く。)を他の者のためにその管理下で就業すべく派遣する事業(当該事業が利益を生ずるか否か、他の事業と連結して運営されているかを問わない。)をいう。

有期雇用契約 予め定められた期間の、又は関連する状況から予め確認され得る特定の期間の雇用契約をいう。

出産 生産又は妊娠24週以降の死産をいう。

妊産婦 妊娠し、過去6月以内に出産し、又は母乳を授乳している労働者をいう。

防止及び防護措置 雇用主又は自営者が、アセスメントの結果、関係法令の規定及び1997年火災予防(作業場)規則第2章により、自らに課された要求事項及び禁止事項を遵守するため講ずる必要のある措置として特定した事項をいう。

若年者 18歳未満の者をいう。

3 (略)

(本規則の非適用)

第2条 本規則は、航海中の船舶の船長若しくは乗組員又は船長の指揮下における船舶乗組員の

通常の船内業務に係るこれら者の雇用主又は当該船長若しくは乗組員との関係には適用しない。

2 第3条第4項及び第5項、第10条第2項並びに第19条は、臨時又は短期間の業務(個人の家屋における家事業務及び家族事業における若年者に有害でない、危害を与えない、又は危険でないとして規定された業務を含む。)には適用しない。

(リスクアセスメント)

第3条 雇用主は、関係法令の規定及び1997年火災予防(作業場)規則第2章により課された要求事項及び禁止事項を遵守するため講ずる必要がある措置を特定することを目的とし、次に掲げるリスクについて、適切かつ十分なアセスメントを行わなければならない。

(a) 業務中に労働者がさらされる安全及び健康に対するリスク

(b) 雇用関係のない者の安全及び健康に対するリスクであって、雇用主の事業の実施から生じ、又はそれに関係するもの

2 自営者は、関係法令の規定により課された要求事項及び禁止事項を遵守するため講ずる必要がある措置を特定することを目的とし、次に掲げるリスクについて、適切かつ十分なアセスメントを行わなければならない。

(a) 業務中に自らがさらされる安全及び健康に対するリスク

(b) 雇用関係のない者の安全及び健康に対するリスクであって、当該自営者の事業の実施から生じ、又はそれに関係するもの

3 雇用主又は自営者は、次に掲げる場合には、前2項に係るアセスメントを見直さなければならない。

(a) アセスメントが既に有効ではないと疑われる理由が存するとき

(b) アセスメントに関連する事項に重要な変化があったとき。この場合において、見直しの結果アセスメントを変更する必要があるときは、雇用主又は自営者は、当該アセスメントを変更すること。

4 雇用主は、若年者の安全及び健康に対するリスクに関して第1項及び次項の規定によるアセ

メントを実施し、又は見直していない場合は、若年者を雇用してはならない。

5 若年者を雇用し、又は雇用しようとする雇用主は、アセスメントの実施又は見直しに際して、次に掲げる事項について、特に、考慮しなければならない。

- (a) 若年者の未経験さ、リスクの認識の欠如及び未成熟さ
- (b) 作業場及び作業台の器具及び配置
- (c) 物理的、生物学的及び化学的な要因への曝露の性質、程度並びに期間
- (d) 作業用設備の形状、範囲及び用途並びにその取扱方法
- (e) 工程及び活動の組織
- (f) 若年者に行う、又は行おうとする安全衛生教育の範囲
- (g) 労働における若年者の防護に関する理事会指令 94/33/EC[8]別表に掲げられた要因、工程及び作業によるリスク

6 5人以上の労働者を雇用する雇用主は、次に掲げる事項を記録しなければならない。

- (a) アセスメントによって明らかになった重要な事項
- (b) アセスメントにより、特に、リスクにさらされていると認められた労働者のグループ
(適用されるべき防止原則)

第4条 雇用主は、防止及び防護のための措置を講じようとするときは、本規則別表第1に示された原則を基本として当該措置を講じなければならない。

(安全衛生の方策)

第5条 雇用主は、事業活動の性質及び事業の規模に応じ、防止及び防護措置の効果的な計画、組織、管理、監督及び見直しのため適切な方策を講じ、かつ、有効なものとしなければならない。

2 5人以上の労働者を雇用する雇用主は、前項の方策を記録しなければならない。

(健康調査)

第6条 雇用主は、アセスメントにより労働者の安全及び健康へのリスクを認めたときは、当該労働者に対し、当該リスクに応じた適当な健康

調査の実施を確保しなければならない。

(安全衛生補佐者)

第7条 前項及び本項の規定に該当する雇用主は、関係法令の規定及び1997年火災予防(作業場)規則第2章により課された要求事項及び禁止事項を遵守するため講ずる必要がある措置の実施にあたって、自らを補佐する十分な能力を有する者を1人以上任命しなければならない。

2 雇用主は、前項の規定に基づき補佐者を任命するときは、自らと当該補佐者との適切な協力を確保するための方策を講じなければならない。

3 雇用主は、事業の規模、労働者がさらされるリスク及び事業の実施を通じたリスクの分布に応じ、前項に基づき任命した者の数、当該者がその職務の履行に充てることができる時間及び当該者のとることができる手段を十分に確保しなければならない。

4 雇用主は、第1項の規定に基づき任命した者が同項に定められた職務を適切に実行できるよう、次の措置を講じなければならない。

(a) 当該者が自らの雇用する者でないときは、自らの事業活動により他者の安全及び健康に影響を及ぼすことが知られ、又はその疑いがある要因に関する情報を提供すること及び第10条各号に掲げられる情報を知ることができるようにすること。

(b) 当該者のすべてに対し、自らの事業で働いている者のうち、有期雇用契約により雇用されているもの又は労働者派遣業において雇用されているものに関する情報を提供すること。

5 第1項及び第8項の十分な能力を有する者は、第1項の措置の実施を適切に補佐することができるだけの十分な研修及び経験又は知識並びにその他の資質を有するものでなければならない。

6 第1項の措置を自ら適切に実施することができるだけの十分な研修及び経験、又は知識及びその他の資質を有する自営者であって、他者とともに作業を行わないものについては、同項を適用しない。

7 共同で事業を行っている個人の雇用主のうち少なくとも1人が次に掲げる事項を行うのに必

要な十分な研修及び経験、又は知識及びその他の資質を有するときは、当該個人には第1項を適用しない。

(a) 関係法令の規定により自らに課された要求事項及び禁止事項を遵守するため講ずる必要がある措置を実施すること。

(b) 関係法令の規定により他の共同事業者に課された要求事項及び禁止事項を遵守するため当該共同事業者が講ずる必要がある措置を実施するに当たって、これらの者を支援すること。

8 雇用主は、その雇用する者の中に第1項の目的からみて十分な能力を有する者がいるときは、当該者を雇用関係のない者に優先して任命しなければならない。

(重大かつ急迫した危険及び危険区域に対する手順)

第8条 雇用主は、次の措置を講じなければならない。

(a) 事業場において、就業中の者に対する重大かつ急迫した危険が生じた場合に従うべき適切な手順を定め、必要な場合にはそれを発動すること。

(b) 事業場内の就業中の者がいる施設からの避難に係る前号の手順を実施する能力を有する者を、十分な数指名すること。

(c) 関係労働者が十分な安全及び健康に関する指示を受けていない時は、安全及び健康の面から接近を制限する必要がある占有区域にいずれの労働者も近づかないようにすること。

2 第1項(a)の一般性に反することなく、同項に係る手順には、次の事項が含まれなければならない。

(a) 実施可能な限りにおいて、就業中に重大かつ急迫した危険にさらされるすべての者に対して、危険の性質及び当該危険から当該者を防護するために取られ又は取られようとする対策に関する情報を提供すること。

(b) 関係者が重大かつ急迫した不可避の危険にさらされている場合において(必要ならば、指導及び指示がない状況並びに当該関係者の有する知識及び技術的手段の点における適切

な対策を講じることにより)、当該関係者が作業を中止し、直ちに安全な場所に移ることができること。

(c) 正当に実証された理由を有する例外的な場合(当該場合及び理由は、手順に明示されていなければならない。)を除き、重大かつ急迫した危険が残る状況においては、関係者に業務の再開を求めないこと。

3 第1項(b)の十分な能力を有する者は、同項の避難の手順を適切に実施できるだけの十分な訓練及び経験又は知識その他の能力を有する者でなければならない。

(外部機関との連絡)

第9条 すべての雇用主は、特に救急措置、緊急医療及び救助業務に関し、外部機関との必要な連絡が確保されるようにしなければならない。

(労働者のための情報)

第10条 雇用主は、労働者に対し、次に掲げる事項に関する包括的情報及び関連情報を提供しなければならない。

(a) アセスメントにより確認された安全及び健康に対するリスク

(b) 防止及び防護の措置

(c) 第8条第1項(a)に係る手順及び1997年火災予防(作業場所)規則第4条第2項(a)に係る措置

(d) 第8条第1項(b)に係る手順及び1997年火災予防(作業場所)規則第4条第2項(b)に基づき指名した者の身元

(e) 第11条第1項(c)に基づき通知されたりリスク

2 雇用主は、児童を雇い入れしようとするときは、当該児童の親に対し、次に掲げる事項に関する包括的情報及び関連情報を提供しなければならない。

(a) アセスメントにより確認された安全及び健康に対するリスク

(b) 防止及び防護の措置

(c) 第11条第1項(c)に基づき通知されたりリスク

3 略(親権者の定義)

(協力と調整)

第11条 2以上の雇用主が、臨時あるいは恒常を問わず1の作業場所を共同して使用するときは、当該雇用主は、それぞれ、次の措置を講じなければならない。

(a) 関係法令の規定及び1997年火災予防(作業場)規則第2章により課された要求事項及び禁止事項を遵守するため必要がある限り、他の関係雇用主と協力すること。

(b) (事業活動の性質を考慮しつつ)関係法令の規定及び1997年火災予防(作業場)規則第2章により課された要求事項及び禁止事項を遵守するため講ずる措置と他の関係雇用主が当該法令により課された要求事項及び禁止事項を遵守するため講じている措置とを調整するための妥当な方策を講じること。

(c) 事業の実施から生じ、又はそれに関連して発生する労働者の安全及び健康に対するリスクに関し、他の関係雇用主に情報を伝える妥当な方策を講じること。

2 前項(1997年火災予防(作業場)規則第2章に係る部分を除く。)の規定は、1の作業場所を、自営者と共同して使用する雇用主及び他の自営者と共同して使用する自営者に準用する。

(他の雇用主又は自営者の事業場内で働く者)

第12条 雇用主又は自営者は、自らの事業において外部の事業に所属する労働者が就業しているときは、当該労働者の雇用主に対し、次に掲げる事項に関する包括的な情報を提供しなければならない。

(a) 自らの事業の実施から生じ、又はそれに関連して発生する当該労働者の安全及び健康に対するリスク

(b) 関係法令の規定及び1997年火災予防(作業場)規則第2章により自らに課された要求事項及び禁止事項が当該労働者に係る場合において、それらを遵守するために講じる措置

2 前項(1997年火災予防(作業場)規則第2章に係る部分を除く。)の規定は、自営者が前項の雇用主又は自営者の事業において働いている場合について準用する。

3 雇用主にあつてはその事業に就労している自

らの労働者ではない者のすべてに対し、雇用主ではない自営者にあつては自らの事業に就労している者のすべてに対し、それぞれ当該雇用主又は自営者の事業の実施から生じるそれらの者に対するリスクに関して、適切な説明及び包括的な情報を与えるようにしなければならない。

4 外部の事業に所属する労働者が自らの事業に就労している雇用主は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(a) 当該労働者が関係する限りにおいて、避難の手順を実施させるために第8条第1項(b)に基づき指名した者を当該労働者の雇用主が知ることができるよう、十分な情報を提供すること。

(b) 当該労働者が関係する限りにおいて、避難の手順を実施させるために第8条第1項(b)に基づき指名した者を当該労働者が知ることができるよう、十分な情報を伝えるための妥当な方策を講じること。

5 前項の規定は、自営者が雇用主の事業に就労する場合について準用する。

(能力及び教育)

第13条 雇用主は、労働者に業務を委ねるときは、当該労働者の安全及び健康に関する能力を考慮しなければならない。

2 雇用主は、労働者が、次に掲げるときに十分な安全衛生教育を受けることができるようにしなければならない。

(a) 雇用主の事業に雇い入れられたとき

(b) 次に掲げる理由により、新しいリスクにさらされ、又はリスクが増大するとき

(i) 当該雇用主の事業内において、異動があり、又は職責に変更があつたとき

(ii) 当該雇用主の事業内において、新しい作業設備が導入され、又は使用中の作業設備に変更があつたとき

(iii) 当該雇用主の事業に新技術が導入されたとき

(iv) 当該雇用主の事業内において新しい作業システムの導入又は既存の作業システムに変更があつたとき

3 前項の教育は、次に定めるところによらな

ればならない。

- (a) 適当な場合、定期的に繰り返し実施すること。
- (b) 関係労働者の安全及び健康に対する新しいリスク又は変化したリスクを考慮し内容を変更すること。
- (c) 労働時間内に実施すること。
(労働者の義務)

第14条 労働者は、関係設備の使用に関して自身が受けた教育、及び関係法令の規定により雇用主に課された要求事項及び禁止事項に適合させるため当該雇用主が当該労働者に行った当該使用に関する指示に基づき、当該雇用主により当該労働者に提供されたすべての機械、設備、危険物、輸送設備、生産手段又は安全装置を使用しなければならない。

2 労働者は、次に掲げる作業状態又は事項が当該労働者の安全及び健康に影響を及ぼし、又は当該労働者の就業中の活動から生じ、若しくはそれに関連して発生し、かつ、これまでに雇用主又は当該雇用主の労働者であって労働者の安全及び健康に関し特定の責任を有する者に報告していないときは、これらについて、当該雇用主又は当該者に報告しなければならない。

- (a) 労働者の教育及び指示を受けた者が、通常、安全及び健康に対する重大かつ急迫した危険を呈したと考えるであろう作業状態
- (b) 労働者の教育及び指示を受けた者が、通常、雇用主の安全及び健康に対する防護対策に欠陥があったと考えるであろう事項
(臨時の労働者)

第15条 雇用主は、有期雇用契約に基づき雇い入れた者に対し、当該者がその職務を開始する前に、次に掲げる事項に関する包括的な情報を提供しなければならない。

- (a) 当該者がその業務を安全に行おうとする際、当該者が有すべき職業資格又は技能
- (b) 関連法令の規定により当該者に行われることが要求されている健康調査

2 雇用主及び自営者は、その事業において就労する労働者派遣業に雇用される者に対し、次の事項に関する包括的な情報を提供しなければな

らない。

- (a) 当該者がその業務を安全に行おうとする際、当該者が有すべき職業資格又は技能
- (b) 関連法令の規定により当該者に行われることが要求されている健康調査

3 雇用主及び自営者は、その事業に労働者派遣業を行っている者の労働者が就労しようとするときは、当該者が次の事項に関する包括的な情報の提供を受けることができるようにしなければならない。

- (a) 当該労働者がその業務を安全に行おうとする際有すべき職業資格又は技能
- (b) 当該労働者が充てられる仕事当該労働者の安全及び健康に影響を及ぼすおそれがあるときは、当該仕事の特徴

関係労働者派遣業を行っている者は、前段の規定により提供された情報を当該労働者に付与するようにしなければならない。

(妊産婦のためのリスクアセスメント)

第16条 事業に従事する者に出産年齢の女性を含み、かつ、業務が、女性の状態によっては、その工程、労働条件又は物理的、生物学的若しくは化学的作用物(妊娠中の労働者及び新産婦又は母乳による授乳中の労働者の就業における安全及び健康の改善を促進するための措置の導入に関する理事会指令 92/85/EEC[11]別紙1及び別紙2に示されたものを含む。)により、妊産婦又はその乳幼児の安全及び健康に対するリスクを含むときは、第3条第1項のリスクアセスメントは、これらのリスクのアセスメントを含むものでなければならない。

2 労働者が一人である場合において、雇用主が関係法令の規定により要求されるいかなる対策を講じても前項のリスクを避けることができな

いときであって、妥当かつ当該リスクを避けるときは、当該労働者の労働条件又は労働時間を変更しなければならない。

3 労働条件若しくは労働時間を変更するが妥当でないとき又は当該リスクを回避できないときは、1996年法第67条にしたがって、当該リスクを避けるために必要な間、当該労働者の就業を停止しなければならない。

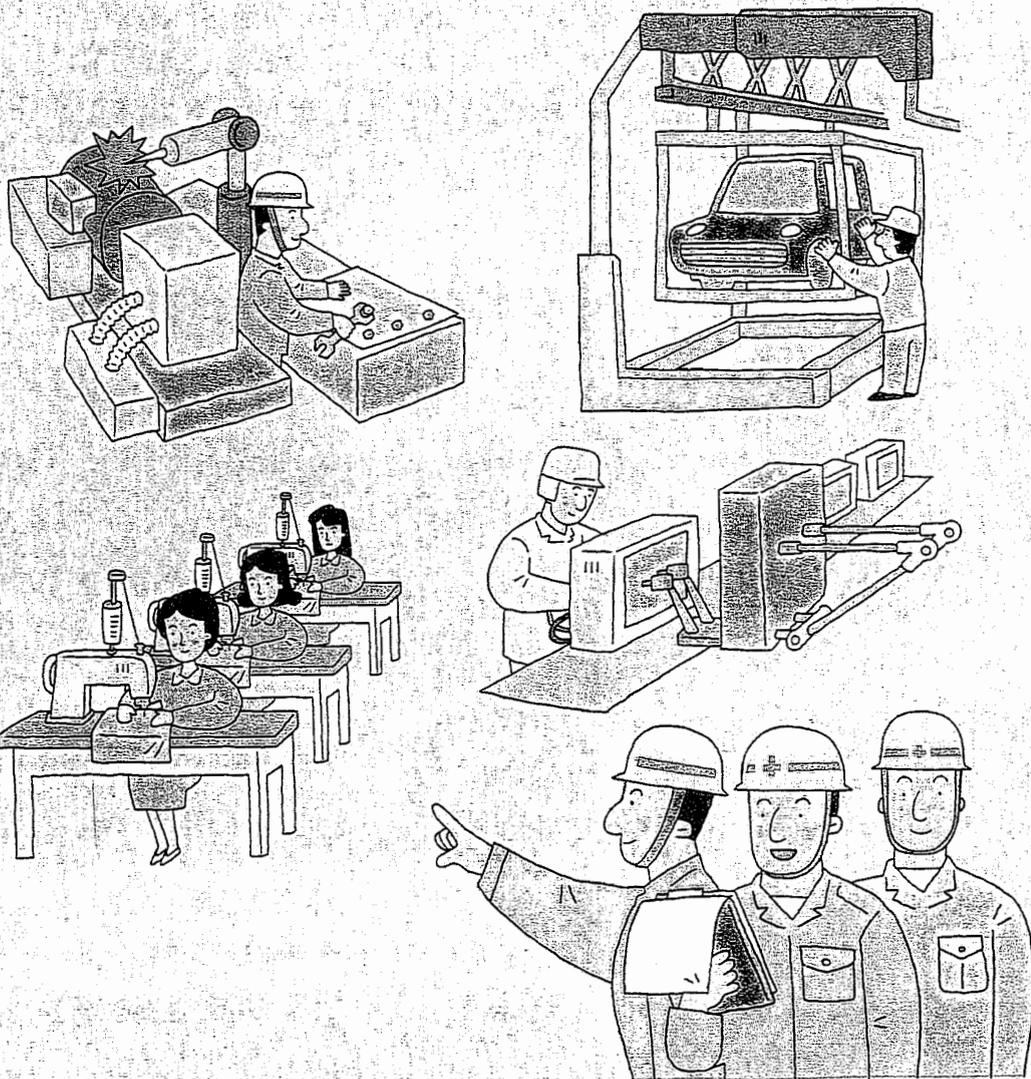
災害ゼロから危険ゼロへ！

職場のリスクアセスメント

～労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(危険有害要因の特定等)～

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、職場の潜在的な危険又は有害な要因を見つけ出し、これを除去又は低減することを求めています。

リスクアセスメントはこのための効果的な手法です。



指針の公表

国は平成11年4月に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表しました。

指針の目的(第1条)

労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動の促進により、労働災害の潜在的危険性の低減等を通じ、事業場における安全衛生水準の向上に資すること。

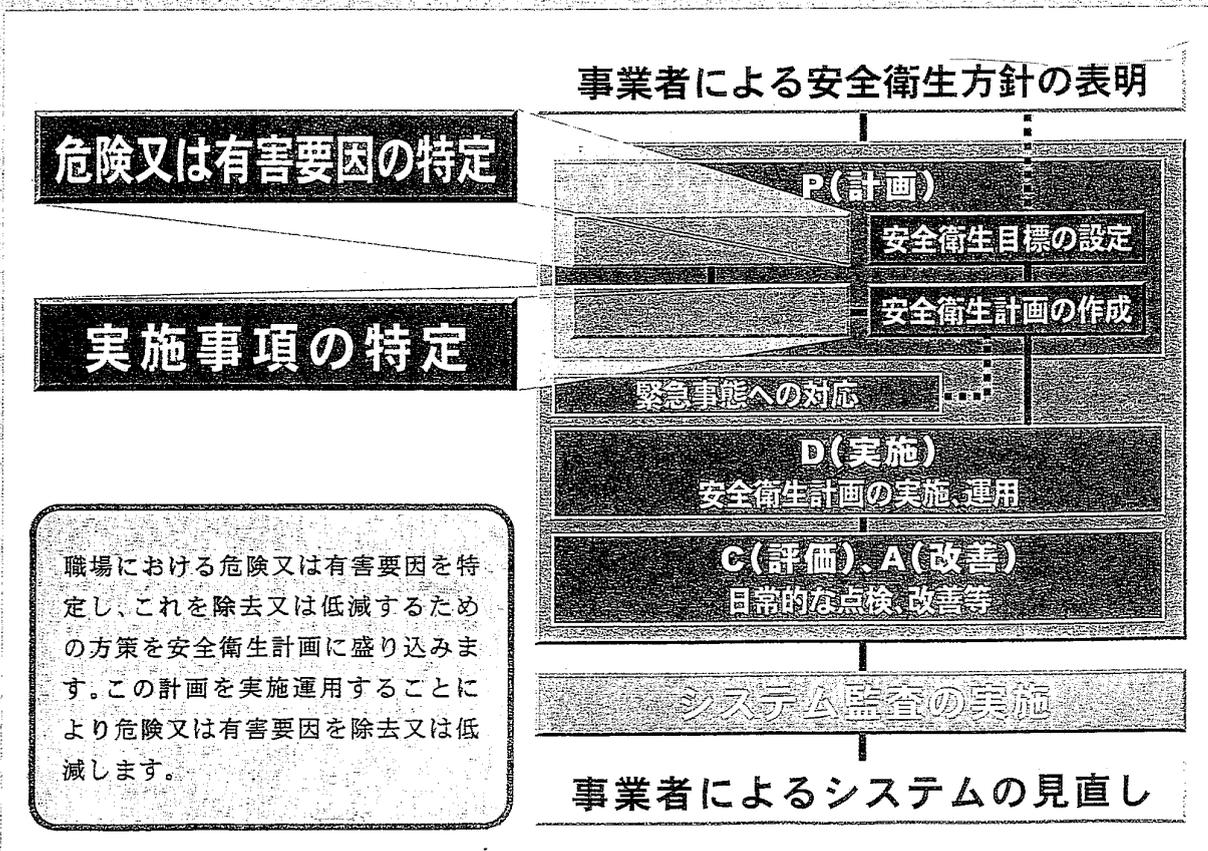
指針の適用(第2条)

労働安全衛生マネジメントシステムを確立しようとするすべての業種及び規模の事業場を対象とする。

危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定(第6条)

指針第6条では、以下のことを求めています。

- ① 事業場における機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定する手順を定め、これに基づき危険又は有害要因を特定する。
- ② 労働安全衛生関係法令等に基づき実施すべき事項及び①で特定された危険又は有害要因を除去又は低減するために実施すべき事項(対策)を特定する手順を定め、これに基づき実施事項を特定する。



労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な枠組み(簡略図)と危険又は有害要因の特定等の関係

リスクアセスメントの意義

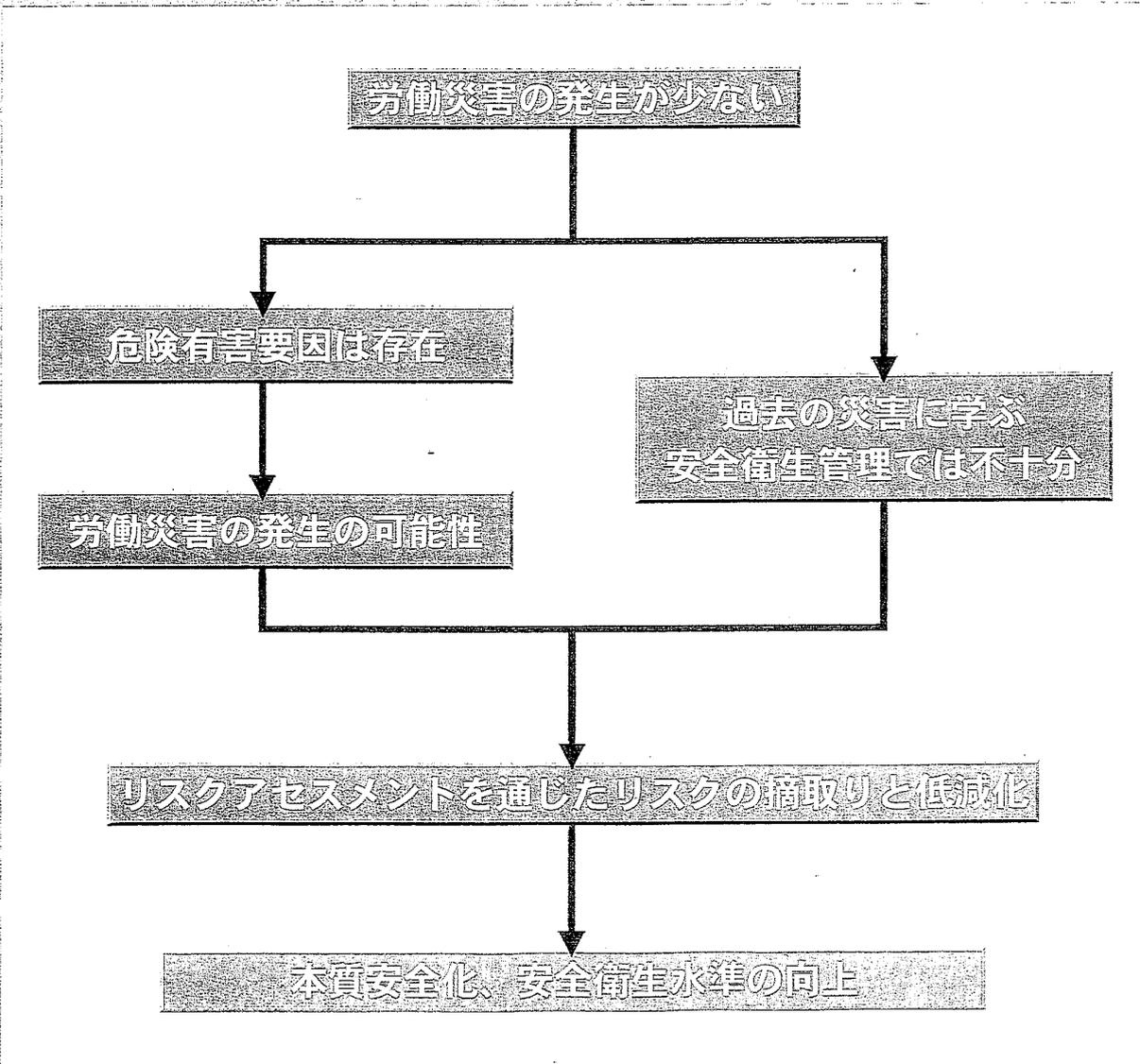
従来は、同種、類似の災害の再発防止対策を樹立し、これを職場に徹底するというアプローチが基本でした。

しかし、近年、災害の減少により状況が変わってきており、「過去の災害に学ぶ」という安全衛生管理がなじまなくなってきました。また、災害がほとんど発生していない事業場であっても、「労働災害の危険性のない職場」であるということには必ずしもなりません。これからは、この危険性を事前に摘み取ることを重点的に行う必要があります。このことが、指針第6条で求められています。

この手法としては、安全衛生パトロール、安全衛生診断、KY活動、リスクアセスメント等があります。

その重要な手法の一つであるリスクアセスメントは、職場に存在する危険有害要因(ハザード)を把握し、これについての危険又は有害性(リスク)の程度(リスクレベル)を明らかにし、この程度に応じて、リスクを除去・低減するために必要な事項(対策)を決定するための手法です。安全衛生パトロールなどの経験的な手法と比べて、体系的、論理的に実施する点に特徴があります。

この手法の適切な実施は、職場の本質安全化や安全衛生水準の向上に結びついていきます。



リスクアセスメントの基本的な手順

手順1 危険有害要因(ハザード)の洗い出し

職場における作業、機械・設備や環境などについての人に危害を及ぼしうる危険有害要因(ハザード)を洗い出します。これは、例えば、機械の作業者がはさまれそうな箇所や人が転倒するおそれのある床面の出っ張りなどがあります。

手順2 危険有害要因(ハザード)ごとのリスクの見積り

洗い出したすべての危険有害要因(ハザード)について危険有害性(リスク)の見積りを行います。このため、リスクを危険有害要因(ハザード)によるけがや健康障害の発生の可能性とそれが発生したときの被害の重大性の組合せで考えます。

見積りの方法としては、数値化しない方法と数値化する方法の例として、例えば、次のものがあります。

例1:リスクの見積り表

可能性 \ 重大性	わずかに危険有害	危険有害	極めて危険有害
可能性が極めて小さい	許容可能なリスク	許容可能なリスク	中程度のリスク
可能性が小さい	許容可能なリスク	中程度のリスク	大きなリスク
可能性が大きい	中程度のリスク	大きなリスク	耐えられないほどのリスク

例2:リスクの見積り及び評価表

1) 危険有害要因(ハザード)について予想される労働災害の発生の可能性の区分と配点

高い	ふつう	低い
10点	5点	2点

2) 労働災害による被害の重大性の区分と配点

死亡	重傷	軽傷
20点	10点	5点

リスクポイント(リスクの大きさを表す尺度) = 可能性の程度 + 重大性の程度

例えば、可能性が「ふつう」、重大性が「重傷」の場合

リスクポイント = 5点 + 10点 = 15点

リスクの評価(許容の可否)

区分	許容の可否	リスクポイントの範囲
労働者の安全衛生確保にとって急迫した危険有害な状況である	否	20以上
労働者の安全衛生確保にとって相当程度の危険有害な状況である	否	19~11
労働者の安全衛生確保にとって特に危険有害の認められない状況である	可	10以下

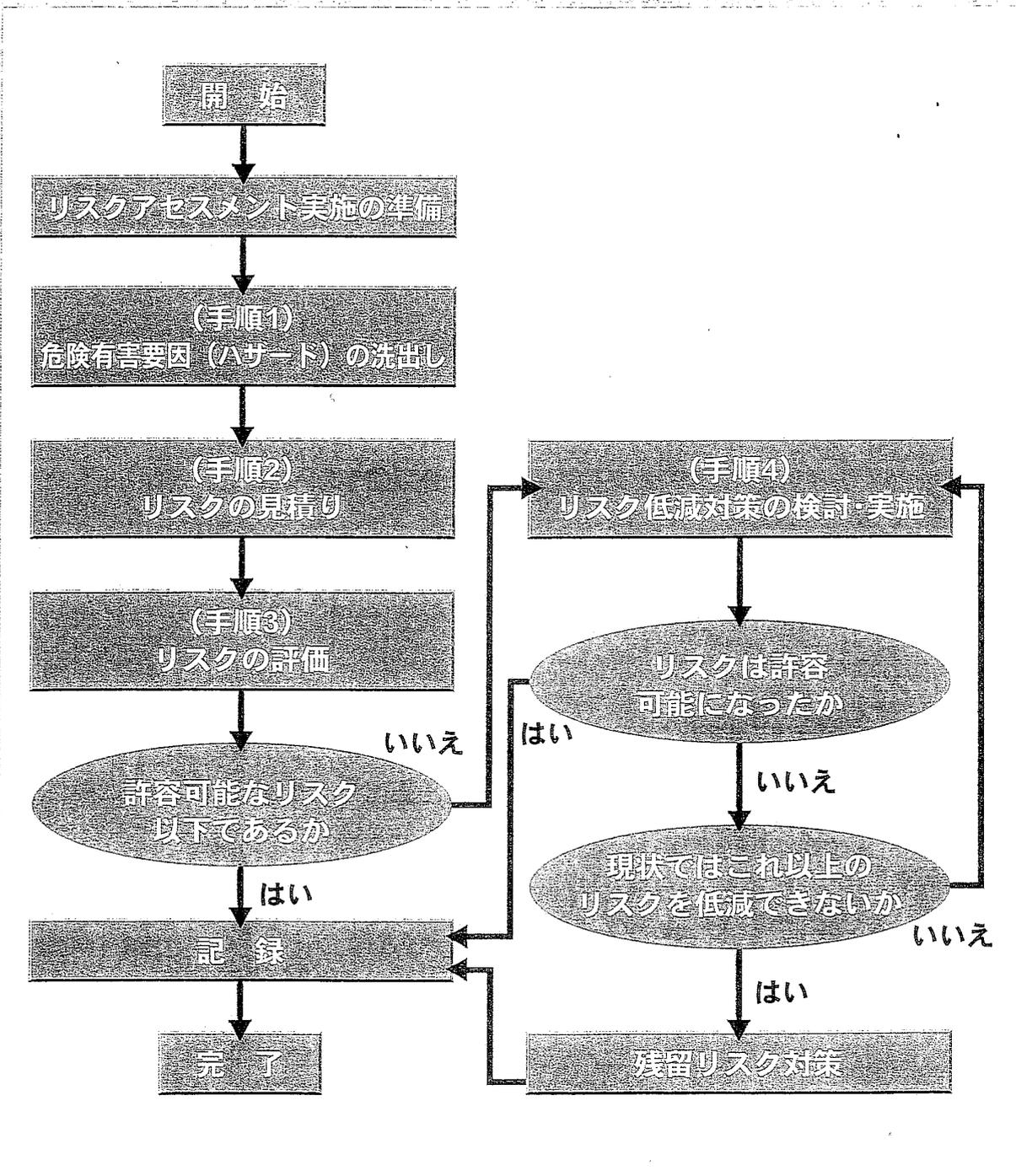
注: 数値化する方法には、「たし算」のほか「かけ算」の方法もあります。

手順3 リスクの評価

手順2で示した方法で見積もった個々の危険有害要因のリスクを許容可能なリスクかどうか、すなわち、リスクの除去又は低減対策が必要かどうか、及びその対策の優先順位を判断します。

手順4 リスクの低減対策の検討

リスク評価の結果、リスクの除去又は低減対策が必要とされた危険有害要因について、その優先順位に従い、具体的な対策を検討します。



リスクアセスメントの基本的な流れ(フロー図)

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

●目的

第1条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

●適用等

第2条 この指針は、危険又は有害要因等を考慮しながら、労働安全衛生マネジメントシステムを確立しようとする事業者に適用する。

第3条 この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

●定義

第4条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働安全衛生マネジメントシステム 事業場において、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施及び運用並びに安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善並びに一定の期間ごとに行う当該安全衛生方針の表明から安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善までの一連の過程の見直し等を連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理に関する仕組みと一体となって実施され、及び運用されるものをいう。
- 二 安全衛生方針 事業場における安全衛生水準の向上を図るために事業者が表明する安全衛生に関する基本的考え方をいう。
- 三 安全衛生目標 安全衛生方針に基づいて事業者が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。
- 四 安全衛生計画 事業者が、事業場における危険又は有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定める計画をいう。
- 五 緊急事態 労働災害発生の急迫した危険がある状態をいう。
- 六 システム監査 労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、及び運用されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

●安全衛生方針の表明

第5条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針には、次の事項を含むものとする。

- 一 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
- 二 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施し、及び運用すること。

●危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定

第6条 事業者は、事業場における機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険又は有害要因を特定するものとする。

2 事業者は、労働安全衛生関係法令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項で特定された危険又は有害要因を除去又は低減するために実施すべき事項（以下「実施事項」という。）を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施事項を特定するものとする。

●安全衛生目標の設定

第7条 事業者は、安全衛生方針に基づき安全衛生目標を設定するものとする。

●安全衛生計画の作成

第8条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、第6条第2項で特定された実施事項、危険予知活動等の日常的な安全衛生活動に係る事項等を内容とする安全衛生計画を作成するものとする。

●労働者の意見の反映

第9条 事業者は、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成に当たり、安全衛生委員会の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

●安全衛生計画の実施及び運用等

第10条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するものとする。

2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するために必要な事項について労働者、関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。

3 前条の規定は、安全衛生計画の実施及び運用について準用する。

4 事業者は、機械、設備、化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合には、第6条第1項の危険又は有害要因の特定等に資するよう、これらの取扱いに関する事項を記した書面を入手するよう努めるとともに、当該事項のうち必要な事項を労働者に周知させる手順を定め、この手順に基づき、労働者に周知させるものとする。

●体制の整備

第11条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、及び運用する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

- 一 システム各級管理者(事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。)の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者、関係請負人その他の関係者に周知させること。
- 二 システム各級管理者を指名すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。
- 四 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。
- 五 労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

●文書

第12条 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。

- 一 安全衛生方針
 - 二 安全衛生目標
 - 三 安全衛生計画
 - 四 システム各級管理者の役割、責任及び権限
 - 五 第6条、第9条(第10条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第2項及び第4項、次項、第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項の規定に基づき定められた手順
- 2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。

●緊急事態への対応

第13条 事業者は、あらかじめ緊急事態が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

●日常的な点検、改善等

第14条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。

- 2 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。
- 3 事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たって、前二項の規定により実施した事項の結果を反映するものとする。

●システム監査

第15条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、システム監査を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を実施するものとする。

- 2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用について改善を行うものとする。

●記録

第16条 事業者は、安全衛生計画の実施及び運用の状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

●労働安全衛生マネジメントシステムの見直し

第17条 事業者は、第15条第1項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページ(http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/hor_s_shsi/100121)でご覧いただけます。

リンクによる場合は、「中央労働災害防止協会ホームページ」→「安全衛生情報センター」→「法令通達」→「告示・指針」→「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(「労働安全衛生規則」欄内)です。

ほかに、厚生労働省の報道発表資料として見ることができます。(http://www.jil.go.jp/kisya/index_2-11_4.html)

●関係ホームページ

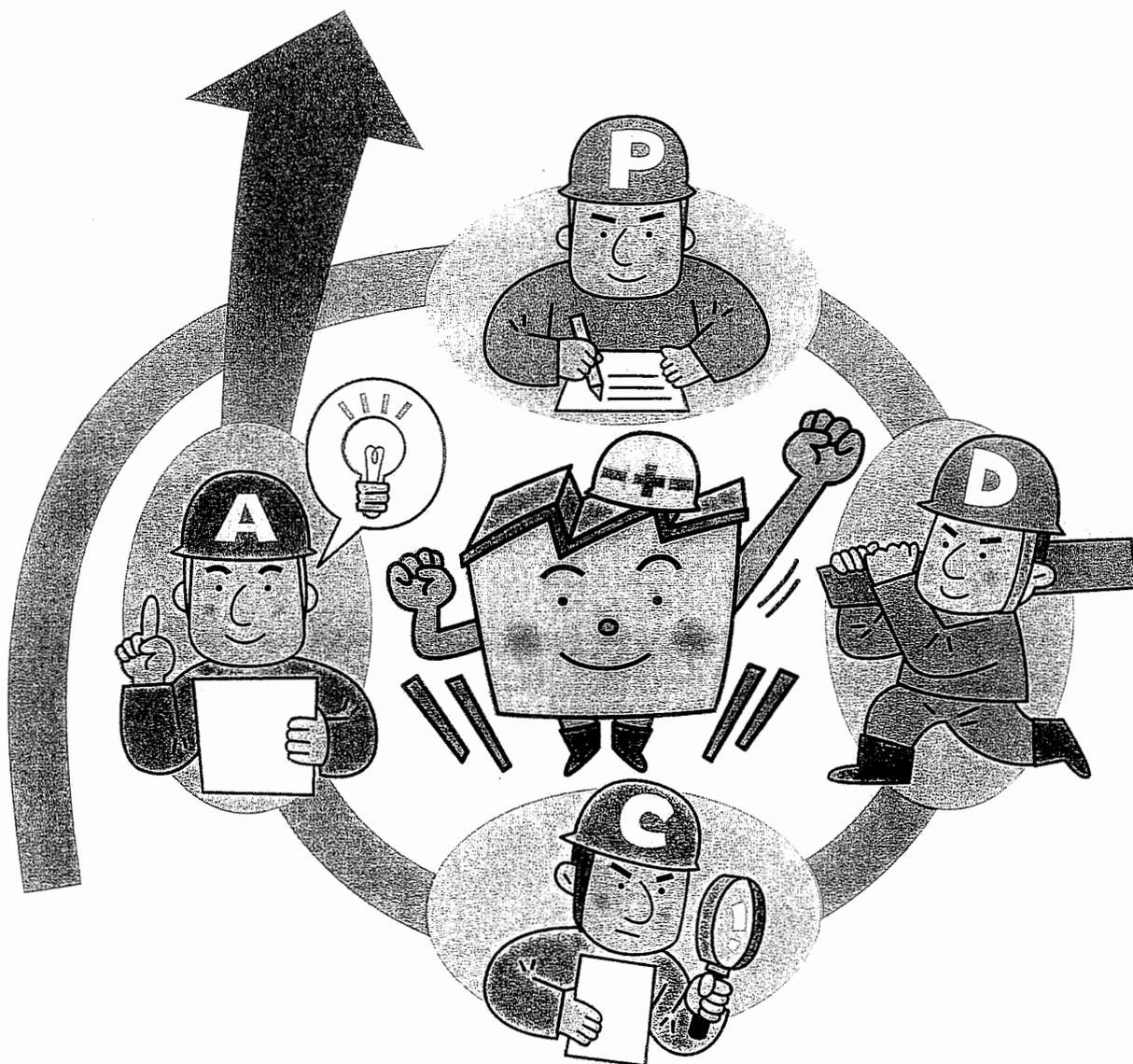
- | | |
|------------|---|
| 厚生労働省 | : http://www.mhlw.go.jp/ |
| 中央労働災害防止協会 | : http://www.jisha.or.jp/ |
| 安全衛生情報センター | : http://www.jaish.gr.jp/ |
| 日本労働研究機構 | : http://www.jil.go.jp/kisya/mokuji.html (厚生労働省の報道発表資料のリンク先) |

ご不明な点などありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

取り組みましょう!

労働安全衛生マネジメントシステム

Plan-Do-Check-Act (計画-実施-評価-改善)
サイクルを回し、労働安全衛生マネジメントシステムを
実施、運用して災害ゼロから危険ゼロの職場をめざそう!

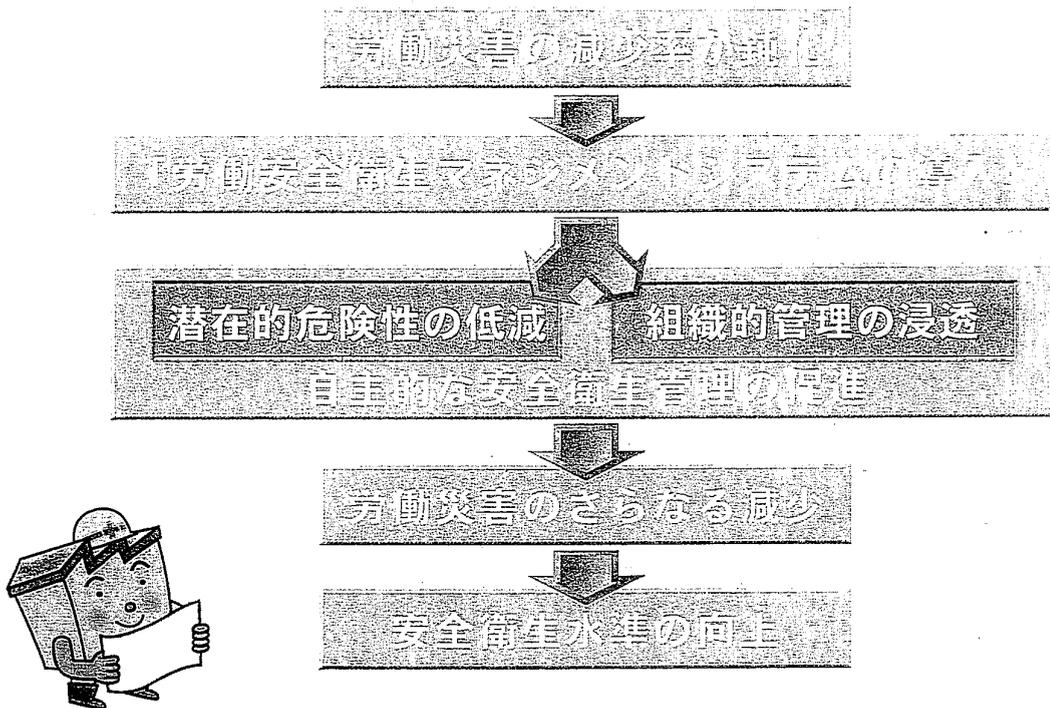


厚生労働省・中央労働災害防止協会

国は平成11年4月に労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針を公表しました。

指針の目的

組織的、継続的な自主的安全衛生活動の促進により、労働災害の潜在的危険性の低減等を通じ、事業場における労働安全衛生水準の向上に資すること。



指針の適用

すべての業種及び規模の事業場

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の構成

- | | |
|--------------------------|---------------------------|
| 第1条…目的 | 第10条…安全衛生計画の実施及び運用等 |
| 第2,3条…適用等 | 第11条…体制の整備 |
| 第4条…定義 | 第12条…文書 |
| 第5条…安全衛生方針の表明 | 第13条…緊急事態への対応 |
| 第6条…危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定 | 第14条…日常的な点検、改善等 |
| 第7条…安全衛生目標の設定 | 第15条…システム監査 |
| 第8条…安全衛生計画の作成 | 第16条…記録 |
| 第9条…労働者の意見の反映 | 第17条…労働安全衛生マネジメントシステムの見直し |

労働安全衛生マネジメントシステムの基本的な枠組み

事業者による安全衛生方針の表明



事業者によるシステムの見直し

労働安全衛生マネジメントシステムへの移行の実際の手順(例)

事業者による労働安全衛生マネジメントシステム導入宣言

労働安全衛生マネジメントシステムは事業者の責任において導入し、事業場の全員が協力して推進していくことが大切です。このため、事業者自ら導入を宣言します。これは、方針として表明する第5条第2項第3号(労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施し、運用すること。)を前倒して表明することになります。

システム整備のための当面必要な組織・人材・予算措置

労働安全衛生マネジメントシステムの構築のための作業の実施、文書の作成等を担当する者(部署)等を確保します。

システム基盤形成度診断の実施

労働安全衛生マネジメントシステムの構築は、自社の安全衛生管理を母体に行いますので、まずこれを安全衛生成績、記録、取組み内容などにより評価し、必要な改善を行います。

安全衛生方針の表明

事業場における安全衛生への取組みの基盤となるもので、事業者自身の理念、姿勢、目的として表明される必要があります。また、指針第5条第2項第1号から3号の事項や重点課題を方針にうたい込むことを忘れてはいけません。

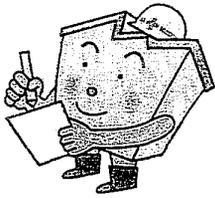
安全衛生目標の設定

労働者の意見の反映

安全衛生方針に基づき安全衛生目標を設定します。その際、労働者の意見を反映するための手順を設定の上、文書化し、これにより行います。なお、この際、過去における安全衛生計画の実施及び運用状況、安全衛生目標の達成状況等を考慮する必要があります。

危険又は有害要因の特定、実施事項の特定の手順の設定、実施

安全衛生目標の達成手段という関係の下に、事業場における危険又は有害要因について、これを特定する手順を設定し、特定します。また、安全衛生関係法令や事業場で定めた安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び特定した危険又は有害要因を除去又は低減させるための実施事項を特定する手順を定め、これに基づき実施します。



緊急事態への対応

緊急事態が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めます。なお、定期的な訓練も含まれますから、安全衛生計画に盛り込むことが望まれます。

安全衛生計画の作成

労働者の意見の反映

安全衛生目標を達成するために、危険又は有害要因の除去等をするための実施事項、日常的な安全衛生活動等を内容とする安全衛生計画を作成します。

安全衛生計画の実施、運用の手順の設定

労働者の意見の反映

安全衛生計画の実施、運用の手順、これに関して必要な事項を労働者等へ周知させるための手順及び労働者の意見を反映させるための手順等を設定し、文書化します。

体制の整備

システム各級管理者の役割、責任及び権限を定め、文書化します。また、労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算計画、労働者に対する労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育の計画を作成します。

日常的な点検及び改善等の手順の設定

安全衛生計画が着実に実施、運用されているか日常的に点検し、改善するための手順を設定します。また、災害、事故等の原因調査・問題点の把握及び改善のための手順を設定します。また、それぞれを文書にします。

文書管理手順の設定

安全衛生方針、目標、計画、システム各級管理者の役割、責任及び権限、各手順等について作成された文書を管理するための手順を定めます。

システム監査手順の作成

システム監査を適切に実施するための手順を定めます。

労働安全衛生マネジメントシステムの実施、運用へ

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

●目的

第1条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

●適用等

第2条 この指針は、危険又は有害要因等を考慮しながら、労働安全衛生マネジメントシステムを確立しようとする事業者に適用する。

第3条 この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

●定義

第4条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働安全衛生マネジメントシステム 事業場において、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施及び運用並びに安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善並びに一定の期間ごとに行う当該安全衛生方針の表明から安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善までの一連の過程の見直し等を連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理に関する仕組みと一体となって実施され、及び運用されるものをいう。
- 二 安全衛生方針 事業場における安全衛生水準の向上を図るために事業者が表明する安全衛生に関する基本的考え方をいう。
- 三 安全衛生目標 安全衛生方針に基づいて事業者が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。
- 四 安全衛生計画 事業者が、事業場における危険又は有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定める計画をいう。
- 五 緊急事態 労働災害発生の急迫した危険がある状態をいう。
- 六 システム監査 労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、及び運用されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

●安全衛生方針の表明

第5条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針には、次の事項を含むものとする。

- 一 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
- 二 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施し、及び運用すること。

●危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定

第6条 事業者は、事業場における機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険又は有害要因を特定するものとする。

2 事業者は、労働安全衛生関係法令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項で特定された危険又は有害要因を除去又は低減するために実施すべき事項（以下「実施事項」という。）を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施事項を特定するものとする。

●安全衛生目標の設定

第7条 事業者は、安全衛生方針に基づき安全衛生目標を設定するものとする。

●安全衛生計画の作成

第8条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、第6条第2項で特定された実施事項、危険予知活動等の日常的な安全衛生活動に係る事項等を内容とする安全衛生計画を作成するものとする。

●労働者の意見の反映

第9条 事業者は、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成に当たり、安全衛生委員会の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

●安全衛生計画の実施及び運用等

第10条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するものとする。

- 2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するために必要な事項について労働者、関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。
- 3 前条の規定は、安全衛生計画の実施及び運用について準用する。
- 4 事業者は、機械、設備、化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合には、第6条第1項の危険又は有害要因の特定等に資するよう、これらの取扱いに関する事項を記した書面を入手するよう努めるとともに、当該事項のうち必要な事項を労働者に周知させる手順を定め、この手順に基づき、労働者に周知させるものとする。

●体制の整備

第11条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、及び運用する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

- 一 システム各級管理者(事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。)の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者、関係請負人その他の関係者に周知させること。
- 二 システム各級管理者を指名すること。
- 三 労働安全マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。
- 四 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。
- 五 労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

●文書

第12条 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。

- 一 安全衛生方針
 - 二 安全衛生目標
 - 三 安全衛生計画
 - 四 システム各級管理者の役割、責任及び権限
 - 五 第6条、第9条(第10条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第2項及び第4項、次項、第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項の規定に基づき定められた手順
- 2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。

●緊急事態への対応

第13条 事業者は、あらかじめ緊急事態が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

●日常的な点検、改善等

第14条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。

- 2 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。
- 3 事業者は、次回の安全衛生計画を作成するに当たって、前二項の規定により実施した事項の結果を反映するものとする。

●システム監査

第15条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、システム監査を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を実施するものとする。

- 2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用について改善を行うものとする。

●記録

第16条 事業者は、安全衛生計画の実施及び運用の状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

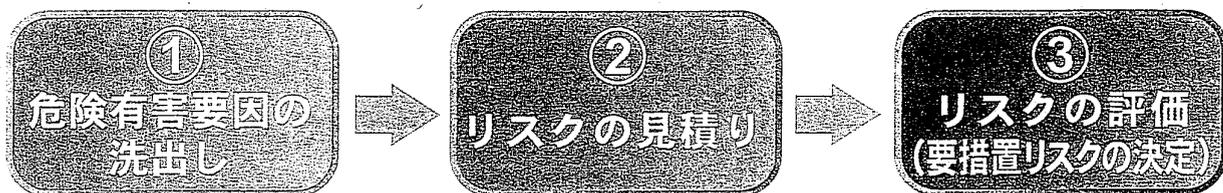
●労働安全衛生マネジメントシステムの見直し

第17条 事業者は、第15条第1項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

リスクアセスメントのあらまし

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、第6条において、職場の危険、有害な要因を把握（特定）し、必要な対策を樹立（特定）することを求めています。

これを実施するための効果的な手法として、リスクアセスメントがあり、以下の手順により行われます。



① 危険有害要因の洗出し

機械設備の操作、化学物質の取扱い、手工具による加工その他作業について、危険有害要因を把握します。

② リスクの見積り

リスクは、基本的には、危険有害要因について、労働災害の発生可能性と発生した場合にこれが及ぼし得る被害の程度から想定される作業員に対する危害度をいいます。このリスクの大きさを危険有害要因ごとに具体的に推定します。

③ リスクの評価

危険有害要因について、その見積もったリスクの程度に応じて対策が必要かどうかを判断します。

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」については、厚生労働省のホームページ「<http://www.mhlw.go.jp>の報道発表資料（平成11年4月労働省発表）」、又は安全衛生情報センターのホームページ「<http://www.jaish.gr.jp>の法令」でご覧いただけます。

ご不明な点などがございましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。

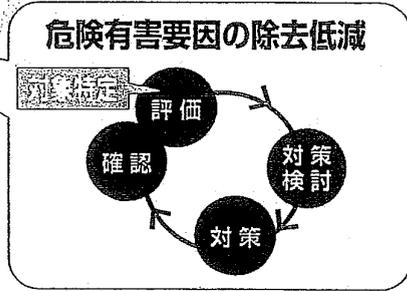
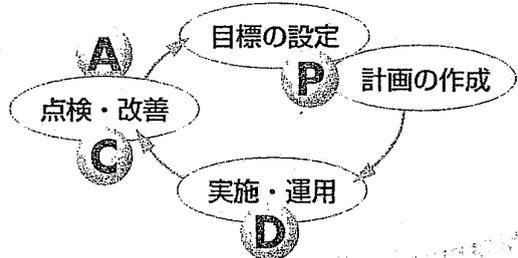
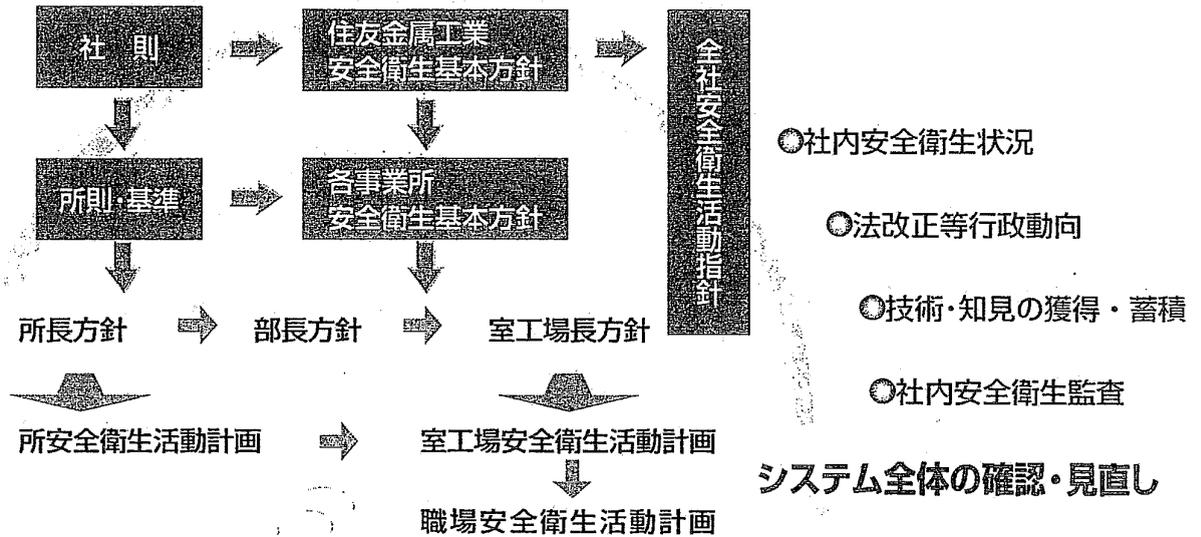
住友金属の安全衛生管理

2003年5月

◆住友金属

<安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)>

労働災害ゼロをめざして



OSHMSのベースとなった主な事業所施策

- ・基本安全衛生管理向上制度 (鹿島製鉄所)
- ・ゼロ災(秀)活動 (和歌山製鉄所)
- ・尼崎セーフティアップ活動 (特殊管事業所)
- ・ビューティフル活動 (製鋼所)
- ・安全衛生モデル職場認定制度 (住友金属小倉)
- ・(認) 職場活動 (住友金属直江津)

危険有害要因の除去低減活動

- ・リスクアセスメント
- ・特例(厳守事項抵触)作業改善活動
- ・安全行動3原則抵触作業改善活動
- ・3K改善活動
- ・気掛かり作業改善活動
- ・安全改善表彰制度
- ・案々改善活動
- ・安全工学改善活動

住友金属の安全衛生管理

当社の安全衛生管理の歴史

当社の安全衛生管理の歴史の記録は1917年(大正6年)に遡ります。当社の前身である住友伸銅所の庶務係をしていた三村起一氏(後、当社取締役、住友本社理事、中央労働災害防止協会初代理事長)が「災害なき生産こそ真の生産だ」との信念を持って安全技師を配置して災害の防止に取り組んだことに始まります。

その後も「安全は従業員福祉の原点であり、全ての管理の基本である」を安全衛生管理の基本的考え方として、数々の先駆的な安全施策を開発して取り組み、安全衛生管理の向上に努めてきました。

中でも、我が国において最も基本的な安全活動となった危険予知活動は、当社が1974年(昭和49年)にKYT(危険予知訓練)として開発し、その後中央労働災害防止協会がゼロ災活動の中心的施策として取り上げて全国に普及したものです。

事業所の主な安全衛生施策の歴史

1953年	挨拶運動「ご安全に!」
1966年	無災害(ひやり)事故報告制度
1967年	整理整頓モデル職場認定制度
1974年	KYT (以後、実践KY、実践KY100と発展)
1980年	健康問視(健康KY)
1982年	実行計画に基づく職場活動
1984年	安全衛生優秀職場認定制度
1987年	安全人間工学
1996年	楽々改善活動
1998年	安全体感教育

OSHMSの整備

当社では、安全衛生活動は操業と不可分のものであるとの考え方の下に、ライン組織が主体性を持ち、専門組織である安全衛生部門と連携を保ちながら、安全衛生活動のPDCAを廻して安全衛生管理の向上を図ることを基本にしてきました。前年の反省に基づいて職場で目標を定めて安全活動計画を策定し実施していくという実行計画方式も定着しています。また、危険有害要因を確認して低減する改善活動は、職場の経験と知恵を活かして活発に行われています。

このように労働安全衛生マネジメントシステムの骨格を成す考え方は、長年の安全衛生管理の中で既に根付いていました。厚生労働省の「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(1999年(平成11年))が公表されたことを受けて、一層の安全衛生管理の向上を目指して、指針に則った整備に積極的に取り組みましたが、職場の第一線に違和感はなく、円滑な整備を図ることができました。

鹿島製鉄所は2003年(平成15年)5月に中央労働災害防止協会の行うJISHA方式適格OSHMS認定を国内で最初に受け、続けて住友金属直江津、和歌山製鉄所が認定を受けることになっています。更に全事業所とも2003年度(平成15年度)に認定を取得する予定にしています。

OSHMSに見出す新たな意義

「安全衛生方針の表明」

安全衛生管理のより所を明らかに

「危険有害要因の特定と除去・低減」

危険有害要因の再確認と一層の安全化

「見直し」(PDCA)

安全衛生施策の更なるレベルアップ

「文書化」

安全衛生ノウハウの伝承

「システム監査」

社内交流による情報の共有化

OSHMS整備に当たっての考え方

- 新たな構築というよりも
- 従来からの施策を大切に活かして
- より充実した安全衛生管理を目指す

<安全衛生マネジメントシステム (OSHMS)>

安全衛生基本方針／住友金属安全衛生基本方針

<理念>

- 1 従業員の安全と健康の確保は当社事業の発展を支える基盤である
- 2 「人間尊重」の住友の精神と「人と技術を大切にする」の社是、および長年安全衛生管理の指針としてきた「安全は従業員福祉の原点であり、全ての管理の基本である」との考え方の下、従業員の安全と健康を確保する努力を継続的に行う
- 3 我が国の安全衛生施策に先進的な役割を果たしてきた歴史を誇りとし、安全衛生を通して社会に貢献し続ける
- 4 安全衛生成績の不断の向上は普遍の目標である

<具体的指針>

- 1 労働災害防止のための取り組みは、当社の業務に関わる全ての関係者の義務である
- 2 従業員およびその代表たる労働組合との建設的な協議・協力の下に、一体となって安全衛生の取り組みを安全衛生マネジメントシステムとして継続的に充実・向上させる
- 3 業務を遂行する上での危険源について特定し、評価を行い、必要な措置を講じると共に、より安全で健康的な作業・作業環境の実現に努める
- 4 管理監督者は業務に関わる従業員の安全と健康の確保に必要な教育と指導を行う
- 5 安全衛生関係法令を遵守し、社規定を基本として従業員の安全と健康を確保する
- 6 当社製品に関して、ユーザーにおける安全と健康の確保に必要な情報をユーザーに提供する
- 7 社内をはじめ、グループ会社はもとより、外注会社にも当社安全衛生基本方針を周知させ、関係する人々の安全衛生の向上を図る

OSHMS整備で目指す成果

- ・ システマティックで継続的な安全衛生管理向上
- ・ 安全衛生管理の技能伝承
- ・ 危険有害要因特定の過程での「危険」の再認識
- ・ 要対策作業の再確認と対策の実施
- ・ 現行安全衛生活動の実効性の向上
- ・ 安全衛生監査による社内財産の共有化
- ・ 認定取得による自信と責任ある安全衛生管理
- ・ グループ会社・構内外外注会社に対する安全衛生向上のインセンティブ
- ・ 国際標準、社会的に認知を受けた手法を取り入れることによる安全衛生管理の一層の向上

平成14年1月1日

住友金属工業株式会社
代表取締役社長 下妻 博

安全衛生管理の今後の課題

長年の努力にもかかわらず、当社関連の事業での労働災害を絶滅するには至っていません。当社従業員、グループ会社従業員、協力会社の方々をはじめ、当社の事業に関わる全ての人たちが労働災害という不幸な事態に出会うことのないよう一層の安全衛生の充実に努めていきます。

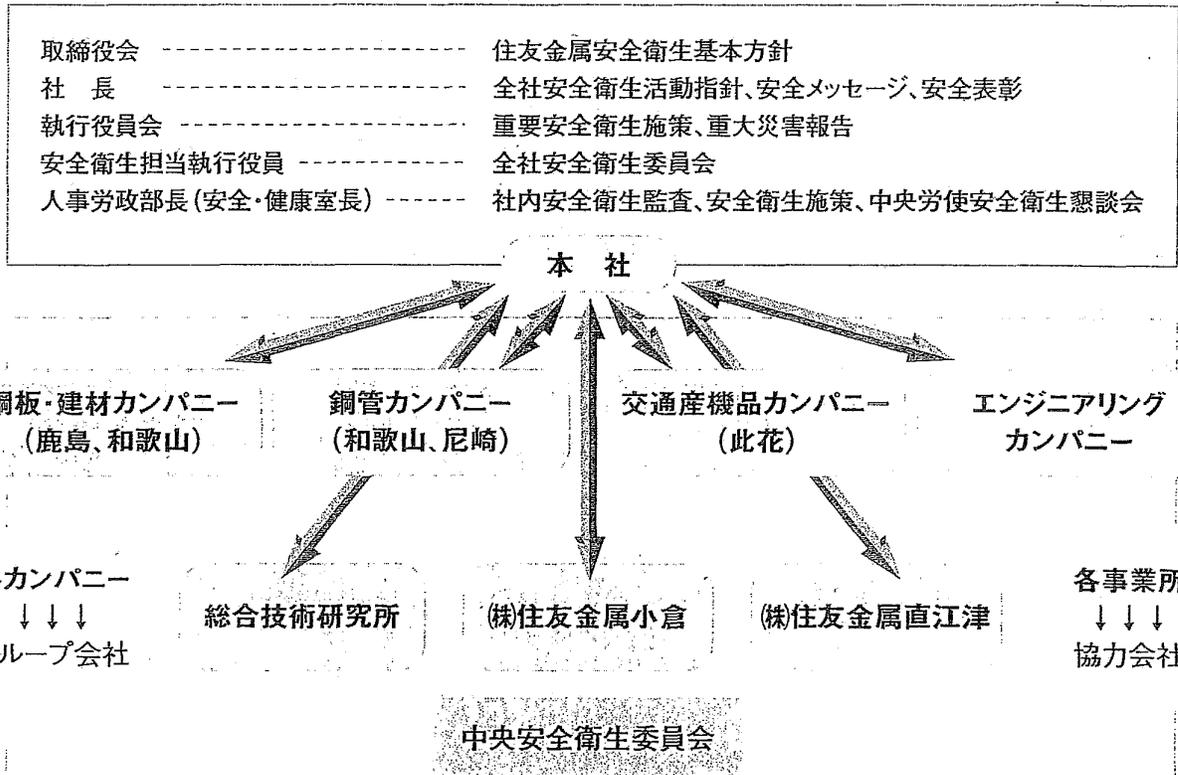
お客様に喜んでいただける製品・社会のお役に立つ製品を「安全に」「信頼できる品質管理の下で」「環境に配慮しながら」生産し、お届けできるようにすることが私たちの課題です。

平成14年全国安全週間社長メッセージより

事業基盤を確立し、明るい展望を開く……それぞれの職場で持てる力を最大限に発揮して頂きたい……。このためにも、ご家族を含めわたしの安全と健康の確保は欠かすことができません。

みなさん方一人一人は、会社にとっても、私にとっても、それ以上に、それぞれのご家庭において、かけがえのない方々です。幸せて、暖かい家庭のためにも、安全と健康に尚一層ご留意下さるよう心からお願い致します。

安全衛生管理体制



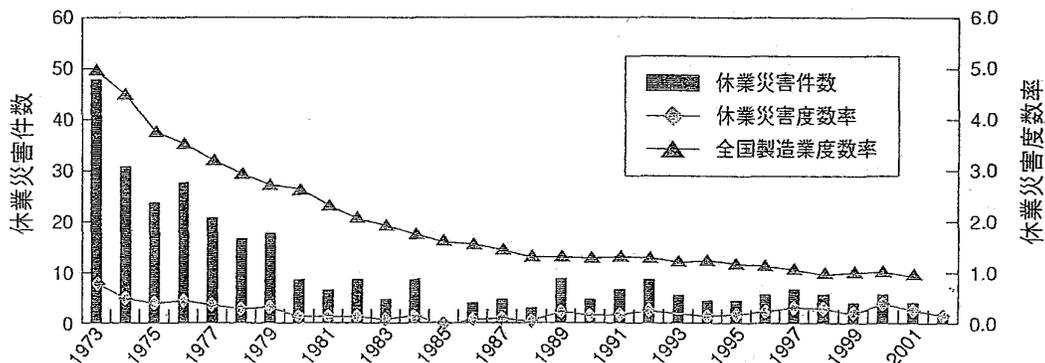
<所> 安全衛生責任者会議(専門委員会等)、安全衛生協力会(理事会等)など

<室・工場> 室工場安全衛生委員会、職場安全衛生会議 など

<主なライン組織> カンパニー長(事業所長) → 部長 → 室工場長 → 副長 → 係長 → 主任

<安全衛生スタッフ> 労務担当部長、安全衛生担当室長、産業医、衛生管理者、ほか

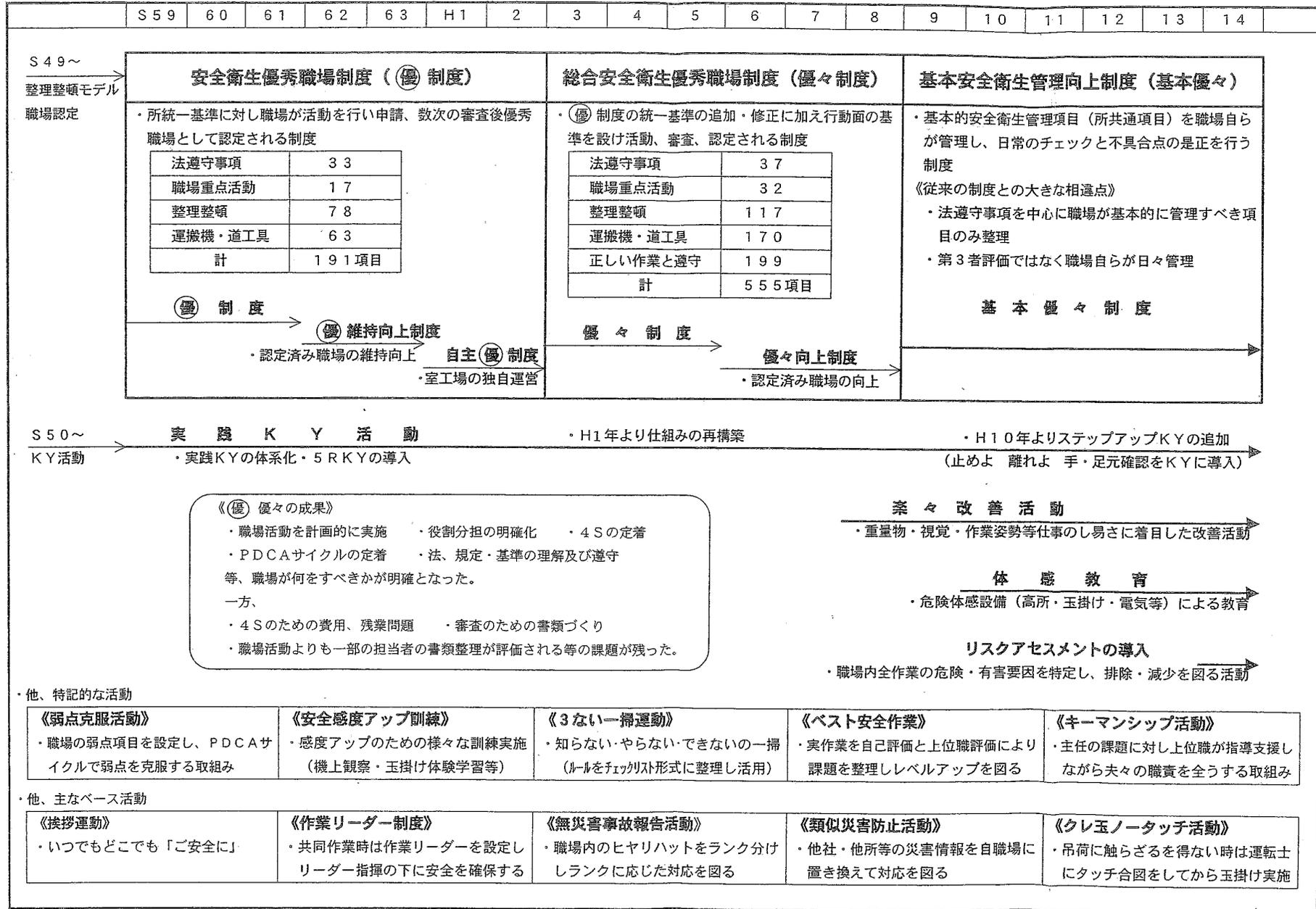
最近30年間の社員災害発生状況



主な安全衛生施策の変遷

平成15年5月27日
住友金属工業株式会社
鹿島製鉄所

→ : 終了
→ : 継続



当所 O S H M S 整備の記録

月日	項目	内容	備考
H12.5	指針との対比完了	・労働省指針「労働安全衛生マネジメントシステム指針」 *1 並びに「鉄鋼業における労働安全衛生管理指針」*2 と当所の安全衛生管理を比較し現行の管理で可とする	*1 H11.4.30 制定 *2 H12.1.24 制定
H13.11	O S H M S の構築・整備決定	・11/28 の取締役会で「早急に整備を進め、認証も取得する」ことが決定される	
H13.12	認証機関決定	・12/21 の労務部長会議で中央労働災害防止協会に決定	・事業場の安全衛生管理を熟知し、最も信頼のおける機関と判断
H14.1.1	社安全衛生基本方針制定		
1.28/29	O S H M S 初期調査	・中災防基盤形成度診断チェックリストに基づく社内確認	・本社 福成次長 ・和歌山 谷口次長、藤原参事補
2.1	リスクアセスメント活動強化	・安全作業基準書をベースとしたリスクアセスメント開始	
2.12	中災防受入れ	・中災防基盤形成度診断診断チェックリストに基づく診断受入れ工場：厚板工場 《事前準備》 ・事前提出用資料整理 ・基盤形成度診断診断チェックリストに基づき資料整理 ・安全衛生施策の選定作成	・中災防 白崎課長、石井専門役 ■■■■氏
4.1	所安全衛生方針作成	・社方針と合わせ室工場・事業所へ配布、周知	
5.23/24	システム監査実務研修受講	・中災防 安全衛生総合会館（東京）	
6.18/19	マネジメントシステムリーダー研修受講	・茨城県産業会館（水戸）	
8.8	中災防受入れ（適格性認定トライアル）	・トップインタビュー（友野所長へのヒヤリング） ・適格性認定用チェックリストに関する意見交換 受入れ室工場：熱延工場、鉄鋼制御室 《事前準備》 ・事前提出用資料整理 ・適格性認定用チェックリストに基づき資料整理 ・法定届け出一覧表見直し ・労政規則・安健基準等制定・改訂（下欄に記載）	・中災防 白崎課長、石井課長 甲田専門役、■■■■氏 ■■■■氏
8.26	モデル事業場として協力依頼	・中災防労働安全衛生マネジメントシステム普及促進事業の協力依頼受け付け	
11.26	適格性認定事前審査	・適格性認定用チェックリストに基づく審査 受入れ室工場：形鋼工場、鉄鋼設備室 （適格性認定部門用チェックリストに基づく審査） 《事前準備》 ・事前提出用資料整理 ・適格性認定用チェックリストに基づき資料整理 ・労政規則・安全健康室基準等制定・改訂（下欄に記載） 《審査結果》 ・指摘事項なし ・整備・充実が望ましい事項3件、助言事項4件	・中災防 白崎課長、淀川専門役 兵頭専門役、甲田専門役 島村上席専門役 ・合わせて社内安全衛生監査実施 ・社内安全衛生監査所見も含め、審査結果対応
11.27/28	社内適格性認定審査内容確認会	・審査内容の確認及び今後の審査受審スケジュール等確認	・各所担当者
H.15.4.15	適格 O S H M S 認定本審査	・適格認定審査チェックリストに基づく審査	・中災防 システム評価員
H.15.5.9	適格 O S H M S 認定証授与式	・初回認定事業場として認定証を授与される	・西澤所長 他
O S H M S 構築に伴い制定・改訂した基準等			
(制定)	・安全衛生基本方針制定要綱 ・危険有害要因の除去低減推進要綱 ・緊急事態対応要綱 ・法令等に基づく安全衛生管理実施要綱	・所安全衛生管理基準制定要綱 ・安全衛生目標並びに計画策定及び運用要綱 ・安全衛生監査実施要綱	
(改訂)	・安全衛生管理規定 ・安全衛生交通安全活動計画策定基準 ・安全作業基準作成基準 ・安全衛生委員会基準	・基準管理基準 ・設備新設改造時等の安全衛生対策・審査基準 ・安全健康室関連記録管理基準 ・基本安全衛生管理の手引き（基本優々の手引き）	

平成15年5月15日

株式会社 イチテック
代表取締役社長 伊貝星治

「建設の安全」6月号掲載記事
COHSMS評価証の受証にかかる質問への回答

- 質問① COHSMS導入の動機、きっかけ等について
- 質問② COHSMSの実施・運用の中で、特に注意或いは気に掛けてこられたこと
- 質問③ COHSMSを導入し、実施・運用していく過程で、社員の安全意識・活動等について、特徴的な変化がありましたか
- 質問④ COHSMS評価証を最初に受けられたわけではありますが、評価結果報告書の受領を含めて、今後の決意等をお聞かせ下さい。

COHSMSの各質問項目の回答

質問① COHSMS導入の動機、きっかけ等について

当社は設立以来56年となりますが、22年前に実施した安全大会を機に、現場安全パトロール、現場研修会、夜間緊急災害訓練等の様々な活動と色々な種類の表彰を機会をとらえて実施してきました。平成8年11月に建設業労働災害防止協会内の「建設業労働安全衛生マネジメント開発委員会」委員に就任して、安全とは人の命の尊厳が具体的に実現されている姿だということを知りました。つまり災害が起これば会社が困るから安全に取り組むのではなく、端的に従業員の皆さんの命、人の命を大切に、人間尊重の理念を実現することから安全が始まるということです。そこで次に、何をもって人の命を大切にすることを具現化するかが問題になってきます。

当初は私も、ただ災害がゼロであればいいと考えていましたが、災害がゼロというのは結果がゼロであるだけで、実際は運が良くて災害にならなかったということがあり得ます。このことから、例えば人が怪我をしない、物に傷がつかないという、何も具体的な被害がない事故であっても、そういう事故を一つ一つ無くしていくこと、そのプロセスが結果として安全だということではないか、無事故を実現するために努力するプロセスが、結果として安全なのだ、そういう考え方に変わりました。

そしてそのプロセスに重点を置き、PDCA（計画・実施・評価・改善）サイクルを効率的に回しながら循環運動（スパイラルローリング）を続け、安全衛生管理を向上させていくことが重要であることを知りました。私は「働く人の命」を大切にすることを具現化するためには、抽象論や精神論ではなく、安全を確保するための具体的な手法であるCOHSMSをシステムとして構築し運用することが必要だと学びました。

また、具体的に何をやれば安全に気をつけてもらえるのかを考えた結果、平成10年の3月と7月には、「命の尊さ」を働く人たちの心に直接訴えるため、ダミー人形を使った災害再現訓練を実施し、災害再現教育ビデオも作成しました。平成11年11月には（日本）中央労働災害防止協会と（ベトナム）国家労働保護研究所の共催で開催されたセミナーで「日本の中小建設業者の安全衛生管理活動の事例」というテーマで講師を担当し当社の資料とビデオを使って中小建設業者でも出来る安全衛生活動を発表しました。平成12年3月の香港の安全衛生会議と10月のフロリダ州オーランドの全米安全協議会で専務が同じ内容で発表しました。これらの安全衛生管理活動の推進により社内の安全意識の高まりが、平成12年8月からのCOHSMS構築の土台となりました。

COHSMSの各質問項目の回答

質問② COHSMSの実施・運用の中で、特に注意或いは気に掛けてこられたこと

大企業とは違い、スタッフの余裕が無い中で、社員が各々の職務を全うしながら、どうやってCOHSMSを構築するかを考え、平成12年4月に役員と工事部の課長以上の役職者が協力しあいシステムを推進する「安全・品質システム推進室」を設置しました。

平成14年4月に専務を安全最高責任者に任命し、総括安全管理者である常務と安全管理者とが安全・品質システム室（室長は工事次長、メンバーは工事課長5名）と協力して安全と品質のシステムの徹底を図っています。

私はCOHSMSが人の命を大切にするためのシステムであることを伝えるとともに、発注者や会社から命令されたからするのではなく、仲間の命を守るために従業員や協力業者が本当に腹の底から安全管理をしなくてはと思うような自立型安全管理になるように、社員や協力会社へ安全への思いを伝えることが大切だと考えました。

平成13年1月にシステム構築が完了し運用開始してから1年半で約100回安全教育を行いました。少ない社員の中でそれだけやっていますが、本当に心の底まで伝わったかどうか不安な面があります。そこで、教育訓練の内容をどの程度理解したかをアンケートによりフィードバックするようにしています。

システム監査も現場教育と同様、実際にどの程度COHSMSが運用されているか、うまく説明がなされているかどうかを、現場から月に1回、安全システム確認一覧表という形で社長に報告させています。言いつ放し、やりつ放しではなく、確実に運用されているかどうかを確認するシステムを構築しようとしています。

COHSMSのマニュアルと規定は4回改訂しました。本社の安全推進員だけでなく、現場の所長ともディスカッションし、その中で本社と作業所のメンバーが合意形成をしながら、安全意識を確実に高めていくためです。

先日協力会社の社長達を集め、皆さんのおかげで会社が成り立っていて、協力会社の社員であろうとも当社の社員であろうとも人命の尊さは同じであることを理解してもらい、元請の押しつけと考えず皆さん方経営者も私と同じ気持ちになって下さいと伝えました。人の命というのは、部長だから高くてオペレーターだから低いわけではない。どんな肩書きでも、お父さんであれば家族にとってかけがえのない命です。かけがえのない命を大切にする心を協力会社の社長さんからも現場の職長に伝えて下さい。そういった気持ちで元請、下請お互いに一体となってやりましょう。そのためにCOHSMSという手法でやっていきたいと思います。

安全管理の原点にある人間尊重の理念の実現が重要なんだということを社員と協力会社に徹底的に伝えられればCOHSMSが効果的に運用できると思っています。

そして危険ゼロに向かって努力するプロセスを評価することと、そしてシステムの運用状況を細かく確認することが重要だと考え心がけてきました。

COHSMSの各質問項目の回答

質問③ COHSMSを導入し、実施・運用していく過程で、社員の安全意識・活動等について、特徴的な変化がありましたか

システムをつくり、それをマニュアル化すれば安全管理ができるという錯覚が怖いので、社内では社員に対して東京安全衛生教育センター講師の山口算先生から問題解決討議法等の教育の手法を学ばせています。それは安全についての知識の教育ではなく、教育する人間が部下に対して、もしくは現場所長が協力会社に対してどのように気持や考えを伝えやる気にさせるかという教育で、会社の体質強化と役員・社員の意識改革も同時に行っています。当社は大手と違いまして、経験のある人間も少ないですし監督員も少ない会社です。しかしCOHSMSを構築し運用する過程の中で、経験のあるないで個人差が出ないように、共有化された情報で危険を見落とすことのないような客観的、体系的なシステムに変わっていくと思いがします。さらにCOHSMSの構築段階や運用の過程において安全・品質システム推進室メンバーの侃々諤々の議論やシステム監査での本社スタッフと作業所の活発な意見交換を通じて本社と作業所の社員が合意形成を進めるうちに、安全意識と結束力が確実に高まってきたという変化があったと実感しています。

二つ目は労働災害の発生の責任は作業所だけにあるのではなく、会社のシステムにもあるという認識のもと、各部署の責任と権限を明確にすることにより、経営者から社員全員まで、それぞれの目標がはっきりして具体的に努力できるようになったことです。

三つ目は従来の安全管理体制や安全衛生パトロール等ではそれぞれの作業所の安全衛生管理状況の確認が結果の確認にとどまり限界がありましたが、システム監査によって作業所社員の安全衛生管理に対する意識や理解度、そして遂行状況を確認できるようになってきたことです。

この三つが当社の特徴的な変化であると思います。

COHSMSの各質問項目の回答

質問④ COHSMS評価証を最初に受けとられたわけですが、評価結果報告書の受領を含めて、今後の決意等をお聞かせ下さい。

当社がCOHSMS評価証第1号を授与されたことは大変名誉なことだと考えています。この栄誉は建設業労働災害防止協会さんのご指導のもと、社員や協力業者の方々が労働安全衛生活動に積極的に取り組んでいただいたお陰だと感謝しています。

評価証とあわせて受領しました評価結果報告書を熟読いたしまして、現状の問題点の解決と改善を図り、更に充実したシステムにするように社員と共に努力します。

今までは、中小建設業者が経費を掛けて安全を一生懸命にやっても、発注者や元請のゼネコンさんからは評価されることが難しく受注に結びつかなかったのが現実で、自立型安全管理に取り組んでもメリットが無いと考える中小建設業者が大多数だったと思います。

今回客観的な評価サービスが始まったことで、努力する企業と努力しない企業の差別化につながり、発注者や元請会社から評価されて受注チャンスが増大するとかの方向になれば、中小建設業者や専門工事業者の中で自立型安全管理を決意しCOHSMSに取り組む中小企業が増大すると確信しています。

また、当社だけのためにCOHSMSを進めて、当社だけ安全衛生管理がレベルアップすればよいというのではなく、イチテックの規模の会社がCOHSMSを構築し運用できるなら自社でも可能と考える他の中小建設業者が数多くCOHSMSを構築し運用されることを期待しています。なぜなら建設業者の中で約98%を占めている中小建設業者が、客観的体系的なシステムであるCOHSMSを構築し運用すればその結果として建設業全体での災害や事故が減り、危険だと思われる建設業界のイメージアップになりますし、信頼性の向上が図られ、公共工事やダーティなイメージを持たれて批判されている建設業界に対して国民の理解を得られるきっかけの一つになるかなと考えています。

そういった理由から、私はCOHSMSの構築運用と評価サービスが建設業界に広がることを願っています。そして私は当社や協力会社の社員はもちろん、建設業界の仲間達を災害に遭わせないためにCOHSMSの普及に微力ながら協力したいと思っています。

また、私はCIスローガン「心と技で環境創造」を現実のものにするために、当社では安全(COHSMS)と品質(ISO9001)と社会貢献(グラウンドワーク)にこれまで以上にこだわり取り組んでいきたいと考えています。

地元建設業者は地域から理解され信頼を得るために、安全に品質の良い工事を施工し、地域を支えるために環境創造や社会貢献に取り組むことが重要であり、これこそがこれからの建設業界のあるべき使命だと考えています。

起 案 用 紙

発議印（施行年月日、文書番号等）	起 案	平成15年 5月 20日		
	決 裁	平成 年 月 日		
	公 印	平成 年 月 日	印	
	起 案 者			
施 行 上 の 注 意	労働基準局安全衛生部 計画課 独法班 内線 5550 番 氏 名 虎澤 茂樹			

件 名	「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」検討会 開催について
起案理由:	<p>「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」について最新の知見を聴取するため、別紙のとおり検討会を開催し、経費を支出してよろしいか、お伺いする。</p> <p>なお、御高裁の上は、別紙案により各検討会メンバーあて出席を依頼してよろしいか、併せてお伺いする。</p>

所属	役職/氏名	決裁
労働基準局	局長 松崎 朗	決裁
労働基準局	審議官 青木 豊	決裁
労働基準局 総務課	課長 森山 寛	決裁
労働基準局 総務課	課長補佐 本間 文佳	決裁
労働基準局 総務課 予算係	係長 藤原 毅	決裁
労働基準局 総務課 予算係	主任 池田 大祐	決裁
労働基準局 総務課	課長補佐 鈴木 英二郎	決裁
労働基準局 総務課 総括係	係長 松原 哲也	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	安全衛生部長 大石 明	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	課長 中沖 剛	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	課長補佐 平塚 志郎	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課 管理係	管理係長	決裁

労働基準局安全衛生部 計画課 管理係	笹川 康成 係員 中村 一樹	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課 企画係	課長補佐 毛利 正	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課 企画係	企画係長 高津 昌夫	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	調査官 田中 正晴	決裁
労働基準局安全衛生部 計画課	企画第二係長 有賀 康雄	決裁

大分類	
中分類	
小分類	
行政文書ファイル名	
保存期間	

大臣官房総務課引継 平成 年

厚生労働省

「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」検討会開催に係る経費の支出について

- 1 日 時 平成15年5月28日(水) 9:30~12:30
- 2 場 所 厚生労働省本館共用第6会議室
- 3 議 題 「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」
- 4 出席者 検討会メンバー 10名
臨時検討会メンバー 5名
厚生労働省職員 9名
- 5 支出予定経費 (1) 謝金 @9,500円×3人=28,500円
@9,000円×8人=72,000円
@8,500円×4人=34,000円
小計134,500円
(2) 旅費 349,280円
(3) 茶菓代 @270円×24人=6,480円
(経費支出先:喫茶モア)
合計 490,260円
- 6 支出科目 労働保険特別会計 労災勘定
(項) 労働福祉事業費
(目) 諸 謝 金
(目) 委員等旅費
(目) 庁 費

旅費内訳

(単位:円)

氏名	日当	鉄道費	航空費	宿泊料	謝金	計
衣川 益弘	2,600	1,400 (鳥取)	43,600	10,900	■	■
太田 聡一	2,600	19,740 (新豊田)	—	10,900	■	■
小出 勲夫	2,600	19,620 (三河豊田)	—	13,100	■	■
後藤 純一	2,600	31,280 (マリンパーク)	—	13,100	■	■
小林 康昭	—	—	—	—	■	■
柴田 裕子	—	—	—	—	■	■
高 巖	1,300	1,360 (天王台)	—	—	■	■
畠中 信夫	1,300	1,040 (南柏)	—	—	■	■
平野 敏右	1,300	900 (つつじヶ丘)	—	—	■	■
宮尾 克	2,600	23,520 (一社)	—	13,100	■	■
穂山 和博	1,300	17,720 (笹木野)	—	—	■	■
伊貝 星治	2,600	23,420 (尾張一宮)	—	13,100	■	■
道古 義治	2,600	6,920 (鹿島神宮)	—	10,900	■	■
柳川 純	1,300	4,340 (太田)	—	—	■	■
福成 雄三	1,300	30,220 (淀屋橋)	—	13,100	■	■
計	26,000	181,480	43,600	98,200	134,500	483,780

(会議名)企業における自律的な安全衛生管理の進め方検討会

平成15年5月28日(水)9:30~12:30

於 厚生労働省本館共用第6会議室

氏名 (所属)	住所(勤務先)	謝 金	旅 費	茶 菓	出 欠
	(自宅)				
衣川 益弘 (鳥取環境大学環境政策学科助教授)	〒689-1111 鳥取県鳥取市若葉台北一丁目1番1号	○	○	○	
太田 聰一 (名古屋大学助教授)	〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町	○	○	○	
小出 勲夫 (豊田安全衛生マネジメントシステム 取締役 社長)	〒473-0902 愛知県豊田市大林町14-10-18	○	○	○	
後藤 純一 (神戸大学経済経営研究所教授)	〒657-8501 兵庫県神戸市灘区六甲台町 2-1	○	○	○	
小林 康昭 (足利工業大学教授)	〒326-8558 群馬県足利市大前町268	○	/	○	
柴田 裕子 (UFJ総合研究所主任)	〒105-8631 東京都港区新橋1-11-7 略	○	/	○	
高 巖 (麗澤大学国際経済学部教授)	〒277-8686 千葉県柏市光ヶ丘2-1-1	○	○	○	
畠中 信夫 (白鷗大学法学部教授)	〒323-8585 栃木県小山市太行寺1117	○	○	○	
平野 敏右 (独)消防研究所理事長(座長)	〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1	○	○	○	
宮尾 克 (名古屋大学情報連携基盤センター教授)	〒464-8601 愛知県名古屋市千種区不老町	○	○	○	
穂山 和博 (福島キャノン株式会社 取締役総務部長)	〒960-2193 福島県福島市佐倉下字二本榎2番地	○	○	○	
伊貝 星治 株式会社イチテック代表取締役社長	〒491-0873 愛知県一宮市せんい一丁目2番19号	○	○	○	
道古義治 (住友金属工業株式会社鹿島製作所 総務 部安全健康室長)	〒314-0014 茨城県鹿島市光3番地	○	○	○	
柳川 純 (三洋電機株式会社 安全衛生担当課長)	〒370-0596 群馬県邑楽郡大泉町坂田1-1-1	○	○	○	
福成 雄三 (住友金属工業株式会社鹿島製作所 人事 労政部次長兼安全・健康室長)	〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜4丁目5番33号	○	○	○	
計15名		15	13	15	0

(会議名) 企業における自律的な安全衛生管理の進め方検討会

平成15年5月28日(水)9:30~12:30

於 厚生労働省本館共用第6会議室

氏名	官職	茶菓	出欠
大石 明	安全衛生部長	○	
中沖 剛	安全衛生部計画課課長	○	
西本 徳生	安全衛生部安全課長	○	
田中正晴	安全衛生部計画課調査官	○	
毛利 正	安全衛生部計画課課長補佐	○	
奈良 篤	安全衛生部主任中央労働衛生専門官	○	
永田 和博	安全衛生部副主任中央労働衛生専門官	○	
高津 昌夫	安全衛生部計画課企画係長	○	
有賀康雄	安全衛生部計画課企画第2係長	○	
計9名		9	

(会議出席予定者 24名)

(案)

平成15年5月 日

各検討会参集者あて

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」検討会開催について

拝啓

益々御健勝のこととお慶び申し上げます。労働安全衛生行政の推進に御協力いただき、お礼申し上げます。

さて、このたび、標記検討会を下記のとおり開催することとし、その中で「企業における自律的な安全衛生管理の進め方」について、貴台の御意見等を拝聴いたしたく、御案内させていただきます。

つきましては、御多忙中とは存じますが、万障お繰り合わせの上、御出席方よろしく願い申し上げます。

敬具

記

- 1 日 時 平成15年5月28日(水) 9:30~12:30
- 2 場 所 厚生労働省共用第6会議室(第5合同庁舎2階)
- 3 連絡先 厚生労働省労働基準局安全衛生部計画課
電話 03-5253-1111(内5550)
03-3502-6752(夜間直通)
担当 田中、有賀、虎澤

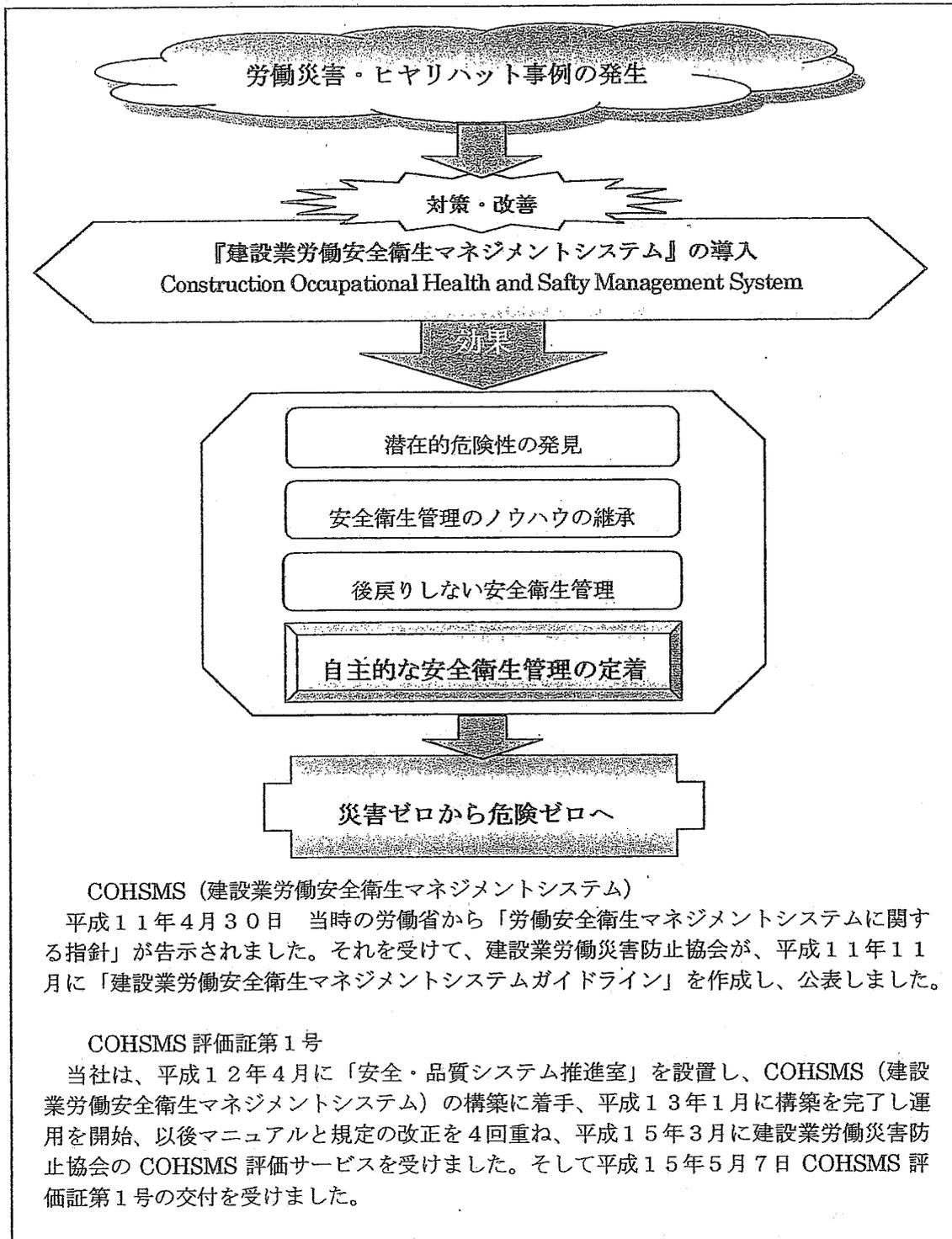
名古屋高速道路公社安全対策研修会

平成13年12月17日

労働安全コンサルタント 伊貝星治

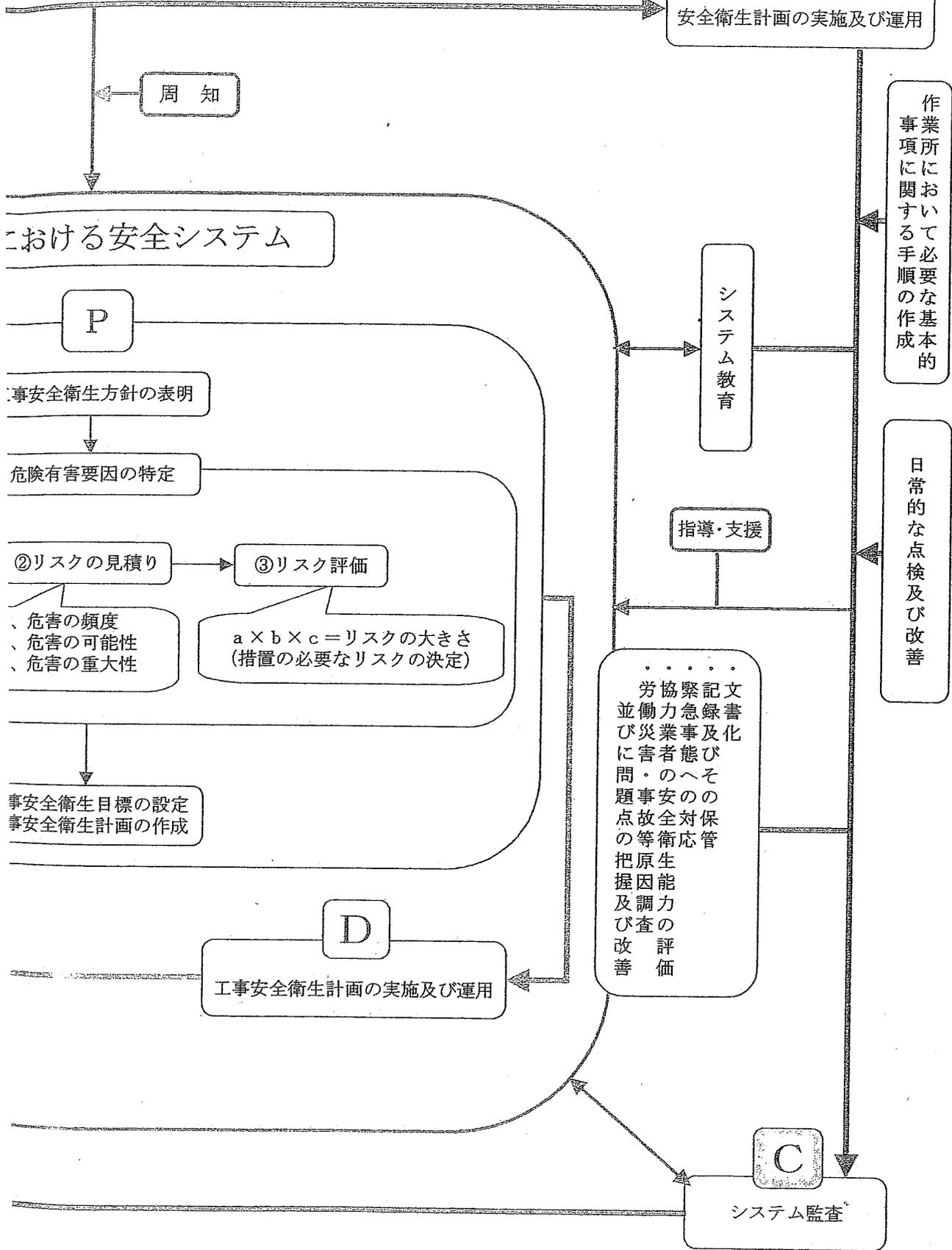
- I. 開会挨拶（安全対策研修会主旨説明） 主催者 (4分)
- II. 講演
- 第1部 講演
1. 演題「発注者指導型安全管理から請負業者自立型安全管理へ（仮題）」 (45分)
使用ビデオ「道路上の工事における労働災害事例とその防止対策」
講師 労働安全コンサルタント 伊貝星治
2. 演題「労働災害再現訓練における災害の原因と対策（仮題）」 (15分)
講師 (株)イチテック代表取締役専務 伊貝英治
- 第2部 講演
1. 演題「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の構築と運用の実例（仮題）」 (15分)
講師 (株)イチテック 安全・品質システム推進員 馬場完治
- 第3部 質疑応答 (10分)
- III. 閉会挨拶 (1分)

イチテックの建設業労働安全衛生マネジメントシステム (イチテック安全システム)



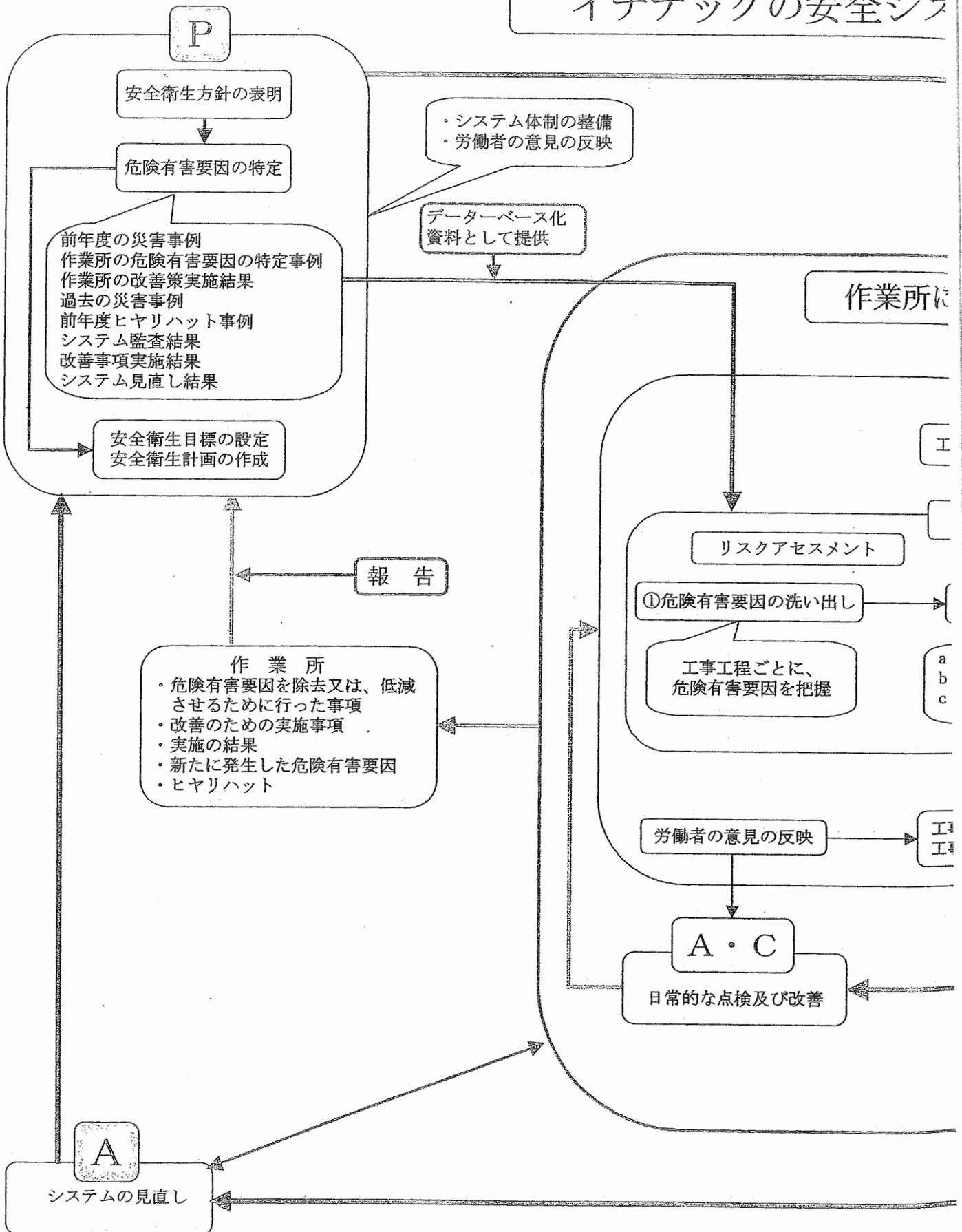
システム

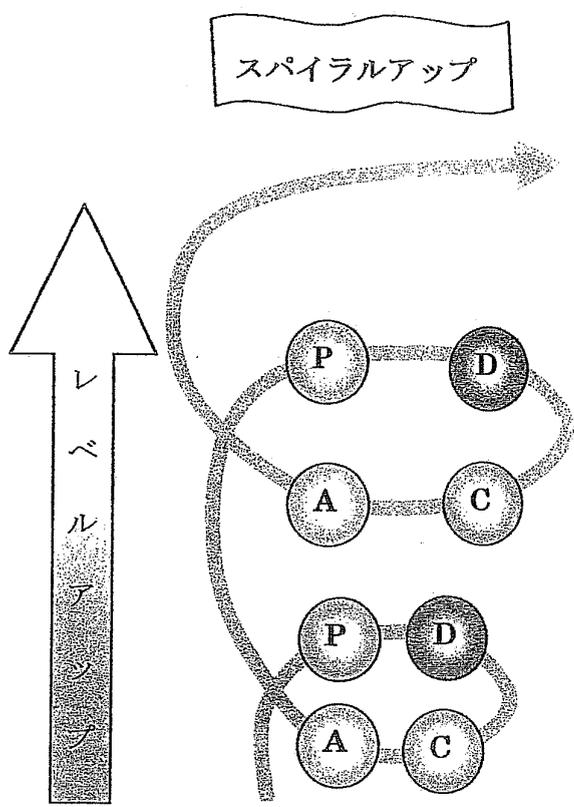
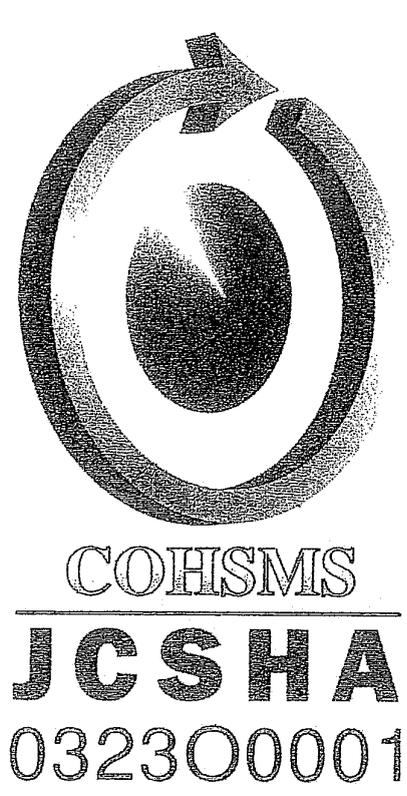
本社と作業所が一体となって
イチテック安全システムを運用



社イチテック

イチテックの安全シス





イチテック安全システムは、本社と作業所が一体となって安全衛生管理を行うシステムです。

作業所で労働災害を起こさないため、本社は、作業所の支援指導に徹し、PDCA（計画、実施、評価、改善）サイクルを回し、作業所は、実際の作業の中で PDCA（計画、実施、評価、改善）サイクルを回し、安全衛生管理の実施状況、実施結果を本社に報告する。この2つのPDCAサイクルが効率的に回転し、常に安全衛生管理が向上し続けます。



発行年月日 平成15年5月7日
 発行責任者 株式会社イチテック
 愛知県一宮市せんい一丁目2番19号 〒491-0873
 TEL(0586)77-5131 FAX(0586)77-9709
 安全・品質システム室 室長 山田 幸男

人形使い恐怖実感 労災事故再現訓練

JHなど名古屋で
日本道路公団(JH)名古屋工事事務所と、第

二東名の建設工事に携わる約百事業所で行く安全協議会は、二十六日、名古屋市緑区の作業場で人形を使った労働災害再現訓練を実施。各事業所な

どから約二百五十人が参加し、事故防止への認識を新たにしました。

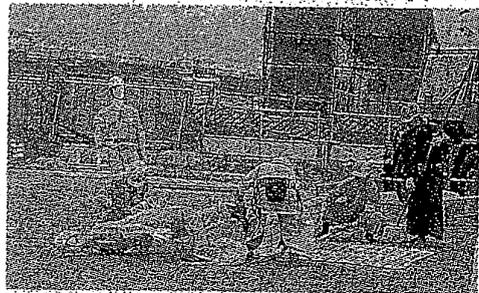
十月二日から始まる全国労働衛生週間に向けて、現場で働く作業員の安全意識を高めるために実施。災害の恐ろしさをより実感してもらったため、初めて人形を使った視覚に訴える訓練をした。

クレーンで資材を移動させる作業では、鉄パイプが落下して人形に当たる様子を見学し、荷物の安全確認や事故発生時の対処などを学んだ。後退するロープーが人形を巻き込む事故では、ロープーの運転席の死角などを確認した。

同事務所が管轄する第二東名の現場では約八百五十人が働いている。来年三月には名古屋南一豊明区間が開通予定。

労災再現訓練に260人

JH名古屋工事 管内安全協議会



再現訓練に用いたダミー人形

工、日本橋梁JV所長は、「実際に事故が起きたらどうなるかを疑似体験することで、現場で働く作業員の心に訴える訓練であり、災害が発生した場合に被災者への応急措置を学ぶ訓練」と説明した。

当日は、第2東名で建設工事に携わる作業員、JH名古屋工事事務所の職員ら約260人が参加。訓練に先立ち、峯村会長は「第2東名の建設工事もようやく先が見えてきた。本日の安全大会を機にあらためて気を引き締め、半年後、1年後の開通まで無事故、無災害を貫いていただきたい」とあいさつした。

日本道路公団(JH)名古屋工事事務所管内安全協議会(会長・峯村英三JH名古屋工事事務所所長)は、26日、大府市共栄町地内の第二東名名古屋南インターチェンジKランプ作業ヤードで、第3回安全大会を行った。労働災害の防止、安全意識の高揚を図るため、ダミー人形を使用した労働災害再現訓練が行われた。

今回のダミー人形による成などの実地指導が行われ、三輪浩二副会長(駒井鉄)が、